

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和2年3月2日)

○ 三木 隆委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、産業生活常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

審査順序につきましては、市民文化部、市立四日市病院、商工農水部の順で審査を行います。市立四日市病院の審査につきましては、院長の診療日の関係上、あす3月3日の午前10時から開始とさせていただきます。

所定の時間になりましたら、他部局の審査中であっても一旦中断し、市立四日市病院の審査に切りかえたいと思います。

また、当委員会に付託されている請願が1件あり、審査に当たって意見陳述の機会を設けることとしていますので、この後に行いたいと思います。

その他、市立四日市病院において1件の報告、総務部より人権施策推進懇話会、同和行政推進審議会の会議報告がございます。

いずれも当委員会中に取り扱ってまいりますので、ご了承願います。

決算常任委員会による政策提言につきましては、当初予算審査において、その反映状況を整理することになっているため、当該予算審査後に取りまとめたいと思います。

次に、今回の委員会の中で、新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。

ご提案はございますでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

特にご意見もございませんので、所管事務調査は実施しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、所管事務調査は実施しないことといたします。

本日の審査の進め方についてですが、2月7日に開催された議案聴取会において、担当部局より各議案についての説明を一通り受けていますので、本日は議案聴取会で請求のあった追加資料についての説明を受けた後、質疑に入りたいと思います。

請願第8号 工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることについて

○ 三木 隆委員長

それでは、これより請願の審査を行ってまいります。

請願第8号工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることについてを議題といたします。

当請願は、萩森繁樹様ほか7名より提出されたものであり、本日、請願者に意見陳述のためお越しいただいております。

本日の請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、意見陳述に対する質疑を行います。

その後、理事者に対する確認の質疑の時間を設けた後、討論、採決の流れとなりますので、ご了承ください。

それでは、請願者の方は請願者席に移動してください。

産業生活常任委員会委員長の三木でございます。

本日は当委員会にお越しいただき、ありがとうございます。

請願の趣旨をご説明いただき、その後、各委員より質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、請願第8号について、朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 三木 隆委員長

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくをお願いします。

○ 請願者（萩森）

萩森です。

請願のこちらの発表ですけど、松岡さんに先にさせていただいて、萩原、萩森も一緒にさせていただくんですが、その間に質問を挟んでも構いませんかということと、新しく追加資料をご用意したのですが、その配付はよろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

意見記述を一遍にやっていただいて、その後に質疑をすると、こういう流れになりますからよろしくをお願いします。

○ 請願者（萩森）

時間の制限はありますか。

○ 三木 隆委員長

余り長くなるようだったら、またその時点で、私のほうから残り何分というのをお知らせします。

○ 請願者（萩森）

ありがとうございます。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

資料を配布してください。

○ 請願者（萩森）

委員長、ちょっと配付していただいている間に、お願いがあります。

それは、その中の資料に関係することですが、公害患者と家族の会の塚田さんが今、主体会病院に入院中ですので、その聞き取りをした資料もその中に含まれております。

それから、ご存じの宮本憲一さん、大阪市立大学の名誉教授の宮本さんの資料も入っておりますが、その代読も、その提案陳述の中に入れてよろしいですか。

○ 三木 隆委員長

請願の趣旨についてという部分でお願いできますか。

○ 請願者（萩森）

はい。ありがとうございます。

○ 請願者（松岡）

それでは、私、松岡のほうから、最初に陳述をさせていただきたいと思います。

きょうは陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は地域におきまして、防災とまちづくりの課題に取り組んでいる者でございます。

その視点から緑地面積率の緩和を行わないよう、市議会議員の皆さんに訴えたいと思います。

現行の緑地面積率の規定は、公害の悲惨な経験への深い反省をもとに定められたものと思います。そこには、二度と公害を繰り返してはならないという歴史的な決意が込められていると思います。したがって、非常に重い意味を持っていることを、まず最初に強調したいと思います。

ここで、まず、防災の視点からの意見を述べます。

先ほどの文書にもありましたように、日本列島は現在、地震の活動期に入っていると言われております。9年前には多くの犠牲者と甚大な被害を出した東日本大震災も起きました。

このため、国も自治体も大地震に備えるよう訴えております。

この訴えに応じて、私たち地域住民も大地震に備えた取り組みを進めているところでございます。

ところが、このたびの緑地面積率の緩和の条例案は、現在でも不十分な緩衝地帯の縮小

を招き、工場周辺の地域住民にとっては災害リスクを増大させるものになります。

そういう意味で、この条例案は災害に強い安全・安心のまちづくりに反すると思います。

南海トラフ地震は非常に切迫していると言われておるわけでございまして、そういう状況のもとで防災・減災対策としても、それから爆発などの事故も時々起きておりまして、そういうときの緩衝地帯として、さらに都市景観という観点からも、今、求められていることは、まず現行の緑地面積率の規定をできるだけ早期に達成することから始めるべきだというふうに思います。

次に、まちづくりと都市環境の視点から意見を述べます。

私たち、四日市のまちづくりにおいては、公害の歴史を教訓にして市民一人一人の命と健康を守るため、環境の視点を特に重視する必要があると思います。

ところが、今回のこの緑地面積率を緩和する条例案は、四日市公害訴訟の最後の原告患者が亡くなるのを待っていたかのように、今期の市議会に提案されました。

この提案は、公害の犠牲となられた方の悲痛な願いに背を向けたものと思います。市政の倫理感が問われるような内容と言わざるを得ないと私は思います。

四日市市は市の基本計画である総合計画において、目指すべき都市像として、都市と環境が調和するまちを掲げています。

しかし、市長は記者会見で、緑地面積率の緩和の提案は企業誘致を有利にするためのものと語るのみで、都市と環境が調和するまちづくりの道筋を示しませんでした。

今回の提案は、市がみずから掲げている都市と環境が調和するまちづくりに逆行するものではないでしょうか。

公害の町、四日市の汚名は全国に、そして世界に広く浸透してしまいました。

現行の条例基準を速やかに達成していれば、四日市の都市環境もかなり改善していたと思います。

しかし、実際には、残念ながら緑地面積率の基準を満たした企業はわずかで、現行の条例は達成されないまま今日に至りました。

こうして汚名は現在も消えてはおりません。

今また緑地面積率の緩和という条例改悪を実行してしまうならば、その汚名は全国に、世界に一層深く、そして長く浸透することになってしまいます。

四日市市に対する世間のイメージも一層悪化し、住みたくなくなる町どころか、住みたくない町と評価されてしまうでしょう。

地球環境が非常に深刻な状況に直面し、経済活動の持続可能性が問われている21世紀の今、世界中であらゆる施策に環境の視点を徹底することが求められております。

持続可能な社会という21世紀の時代の要請に応え、公害の深刻な歴史を経験した四日市市として、環境都市の展開を掲げている総合計画の内容をより豊かにしていただき、全国に、そして世界に誇れるまちづくりを目指していただきたいと思います。

緑地面積率の緩和には反対です。どうか緑地面積率を緩和しないでください。

市議会の皆さん方の賢明なご判断を心から期待しております。

以上で私の陳述を終わります。

○ 請願者（萩原）

それでは、私、萩原量吉から、本当にお忙しい皆さんの中で、貴重な陳述の時間をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

端的に申し上げまして、やはり四日市の場合には、先ほどからいろいろその理由にも書かせていただいておりますように、結局のところ、やはり住工混在が、もう50年近くにもなるにもかかわらず、裁判後、基本的にはなかなか変えられない実態になっているというふうに思うんです。

端的に言って、その中にもちょっと図表を示させていただきました。

ちょっと見にくいかと思いますが、これ、七つ屋町から三菱ケミカルまでの保安距離というページがございますが、ここにちょっと大きくいたしましたけれども、何とこの消防法による保安距離は、現在10m以上になっているんですね。

どんな危険物であろうと高圧ガスであろうと、とにかく10m離せばプラントが建てられるという状況になっていると。

ましてや、住民の住宅があるところへ工場が張りついたというような形になっておりまして、その当時から10m以上がずっとそのまま、規制の強化もできないわけなんです、もう今日のこの状況の中では。

それで、具体的に、これ四日市消防のほうから資料として頂戴したんですけれども、保安距離10m以上だと。

ところが、一番近いところで、あの七つ屋のところ、ここがちょうど塩浜街道ですね。こちらが七つ屋、高旭というのが、この下の町ですけれども、ここで三菱ケミカルのプラントから七つ屋の端までというのが、これは②の76mある、規制の7倍以上もあるという

感じになるんですね。それから、七つ屋のこの北側のほうですけれども、ここが65mある。わずか10mで、全く、とにかく、保安距離といいますけれども、何とこれは本当に短すぎるといふかひど過ぎる。

ここは、工場の専用地域です、用途区域では。こちら側は住居地域になっていると。工業専用地域という、普通は工業専用地域から工業地域になって、それから近隣商業地域になったりして住宅地域となるんですけれども、ここはもう工場専用地域から住宅地域が道路1本で隔てられている。

ここでは、2007年5月23日に、この三菱化学の新菱サービスという中の下請工場で、上流プラントが爆発事故を起こしました。工場敷地から200mも離れているような塩浜街道の向こう側に、JAみえきた、それから、北伊勢上野信用金庫というのがありますが、その2階の分厚い窓ガラスが割れるというような状況で、当時200m離れている民家のガラス窓が15軒も割れるという、そんな近さになっています。工場の敷地に、住居との緑地帯がほとんど全くないというところが圧倒的に多いです。

もう一つ心配なのは、この消防法によりますと、学校とかあるいは病院などは30m以上あけなさいという、それは普通の保安距離の3倍にはなっているということです。一番近いところという塩浜小学校と、それから昭和四日市石油の専用線、これはずっと専用線が引かれていて、危険物やら高圧ガスの貨車が走るという、そういうような近さのところ、ここの距離が52mあるということのようです。これは消防のほうからいただいた資料です。

消防法で30m以上あるから十分大丈夫だということなんですけれども、端的に言って、塩浜小学校の子供たちが実際に、この貨車の隣を通っているというような状況というのはいっぱいあるわけです。朝夕、ずっと学校におるわけではないし、来る子供たちも、それこそ塩浜街道のほうからも通ってくるわけであります。

こちらが旧塩浜病院の健康増進センターがあるところでもありますけれども、余りにも近いところで、隣接した状況になっているというのは非常に危険なことだと言わなければなりません。

やはり、工場を海側のほうへってことはなかなか難しいという問題もあるわけなんですけれども、住民の方がどんどんと、出ていかなきゃならんということで、私もきょう人口動態をちょっと調べてきましたら、塩浜の地区には、公害裁判のときあたりには、1万5000人を超える人口がありました——昭和45年あたりは22万人という人口になっていますけれど

も——それが何と現在のところ6184人というような数字になっています。

これは塩浜地区だけをとって見たんですけれども、これは全体的に人口減少というか高齢化が進んでいますから、そういうこともあり得るかと思うんですけれども、余りにもひどい人口流出で、逃げ出すにも逃げ出せないというか、工場の労働者の社宅はほとんどみんなもう丘陵地の団地などに移りましたね。

行くにも行けないのが漁師さんたちであり中小業者の方々、そして高齢者ということになっていますから、大変な状況にもなるわけでありまして、ぜひ、こういうようなまちづくりでは本当に住工混在がまだまだ続いて、大事故や南海トラフの地震等で大変心配だということで、この緑地面積を広げる、あるいは、これからもっともっとふやさせるということが非常に大事だと。

残念なことに、この公害裁判の判決の前から、それこそコンビナートが立地していたというので、さかのぼって規制できないというような状況になっておるので、それに助けられて、こんなに低い緑地率でもまかり通っていると、こういうことありますから、そういう点ではまたまたこれを追認するような形で、ましてや、これをさらに広げさせるというようなことなどがあつたら、これは大変なことになるということで、今回のこの緑地面積率の条例は本当にぜひ先生方にお考えをいただいて、賢明なる、将来の歴史にも納得できる結果を出していただいたというような形で、ぜひ公害患者の皆さん、初めとして、本当に四日市市民が望んでいることでもありますし、ぜひ健康や安全のために皆さん方の賢明なご判断を心から切にお願いする次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

○ 請願者（萩森）

じゃ、続けます。

後からお配りした4ページをごらんください。

塚田盛久さんは元新町に住んでいる方で、四日市公害患者の会と家族の会が合体してからずっと長く事務局長をされている方です。

今、主体会病院で手術は終わったんですが、リハビリがあと2カ月ほどかかるようで入院してみえるので、そこでお聞きしたことを萩森が代筆をしました。

なので、間違いはないと思うんですが、全部はお読みしませんが、塚田さんの第一声は看過できない、緑地率の緩和はとんでもありませんというのが、彼の開口一番の言葉でし

た。

真ん中は彼の歩いていることやとか、あるいは港町四日市だとか、そういうことについて彼が陳述している中身で、それ、また後でごらんいただけたらと思います。

最後のほう、5番、6番ですが、その中でラベンナってご存じですか、イタリアのコンビナートがあった町なんですけど、後で申し上げる宮本さんもよく紹介される町ですけど、そこはコンビナートを壊して、そこに公園などの緑地を戻していく、そういう高邁な理想さえあれば、四日市はもっと画期的に再生できると塚田さんは思っているようで、四日市が緑地率を緩和することによって工場が新しく来て、それで緑地がふえるという、そういうこそくなこと——と私たちは偉そうに言うんですが——じゃなくて、もっと大きなビジョンで四日市の市民憲章が示しているような緑と水が豊かな、そこに持っていこうというのが塚田さんの患者の会を代表してのご意見ですので、ぜひそこはお酌みいただいて、実はそこに署名用紙の物が一緒についていたかわかりませんが、四日市公害患者と家族の会は、全国の組織と連帯をして北は北海道から南まで、ずっといろんな組織と一緒にやってきた、その一つです。

今、三百数十名の認定患者がみえますけど、その周りにサポーターを入れて、公害患者の会としてやっぱり、これは待ってくれ、すぐに決めないでくれ、せめて継続審議にしてみっと声を聞いてくれというのが塚田さんの思いだと思います。

宮本憲一さんについてお話しします。

5ページです。

宮本憲一さんのことは皆さんはもうご存じだと思いますが、四日市公害判決の中では、証人として大変貴重な意見を述べられた、僕らが言うのはおかしいですが、高名な学者です。

宮本さんのことを信じる人たち、あるいは敬服する人たちはたくさんいます。その宮本さんからメールが来ました。

宮本さんもはっきりと、最後のほうのフレーズを読みます。

今回緑地の整備の権限は県から市に移管されましたけど、市は今後の工場維持のためにも緑地面積率を10%にまで、1割にまで下げる方針だと聞いています。

法治国家であるならば、まず法、条例が決めた2割しか達成していない、8割がやっていない、そういう決めた緑地率を確保して、緑に包まれた工業都市への変貌を進めるべきでしょう。それは、さっき塚田さんがおっしゃってみえたラベンナが頭にあるんだと思

ます。

今後の日本は、南海トラフ地震や地球温暖化ガスの温度上昇による異常気象によって、これは松岡さんが得々と話された、そのままですけど、そのことを宮本さんも言ってみえて、防災を第一とした市の方針転換。そこで頑張ってもらいたい。議員の皆さんにも頑張ってもらいたいというのが彼のご意見だと思います。

あと、もうそこは省略しますが、次の6、7ページは、委員長もご存じの森下君ですけど——森下君、きょうは来たかったんですが、孫のことでちょっと行かなあかんことができて急遽来れなくなったんですが——彼は歴史のことも含めて淡々と書いて、市は自分たちの責任をどこまで自覚して、それでこの条例のことを出そうとしているのか、諮ろうとしているのか、歴史をぜひ見てほしいと彼は書いています。

それも、また時間があったらお読みいただけたらと思います。

以上ですが、9ページの資料は、先にお出しした資料を読売新聞も載せていたので、それを追加したのが9ページの資料です。

それから、10ページ、11ページは、開示によってやっとと申し上げていいと思うんですが、やっと出てきた、市が企業についてつかんでいる緑地面積率です。

私たちは、これを見て0%って何やねんと思った部分が幾つかあります。

市には市の言い分があるんですが、グループで達成しているとか、グループで12.何%になっていると言いますが、達成されていない企業が8割もいる中で、またハードルを下げて、そして、今回の条例を通して、一体四日市は何をしようとしているのかというのは、私たちが知る限りでは全国の思いです。

ぜひ、その辺もお酌みいただいて議論していただけたら、あるいはお聞きしていただけたらと思います。

以上で終わります。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりです。

請願者の方に対し、委員の皆様から質疑があれば、お願いいたします。

理事者への質疑につきましては後ほど時間を設けますので、その際にお願いたします。

○ 樋口龍馬委員

お疲れさまです。ありがとうございました。

今、さまざま、その請願の趣旨についてご説明をいただいたんですが、緑地面積率の緩和と公害に対する解決策というのに、請願の趣旨を伺いながらも若干のずれがあるのかなというふうに私は感じてしまいました。

最後のところで、地震等の災害に対する解決策としてもというのがあるんですが、感情的に公害という歴史経過をたどってきた四日市が緑地面積率について緩和をするのがよくないと言ってみえるのか、災害等に関する緩衝緑地的なことになると、工場敷地内緑地というのはもう、そもそも話が違って、周辺緑地というところがふえてこなきゃいけないという話になってこようかと思うんですが、そのお話の冒頭では公害の話が出てきて、締めは公害の話で終わるんですけど、間に出てくる緑地面積率を下げてはいけない理由は災害対応なんですよ。

本旨はどちらにあるんですか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 請願者（松岡）

今のご質問に関してですけれども、それは両方必要なわけですね、今の状況の中では。

四日市市は公害で非常に大変なことになってしまった、そういう歴史があるわけですから、それに対する対策として何が必要かという、それを踏まえて、現行の条例はできてきたと思うんです。

それに加えて、大きな災害が迫っているという事態が新たにつけ加わっているという現状があるわけです。

ですから、災害対策という面もあわせて考えなければいけない、そういう時期に現在はあると思います。

ですから、実際の対応策としては、災害対策としての対応と公害対策としての対応というのは内容的に違う部分はいろいろあると思うんですけれども、今の時点では両面を考えて、まちづくりをどうするべきかということを考えていく、そういうことが求められているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

審査に当たってはちょっと切り分けて考えていきたいなというふうに、今ご説明を伺って感じました。

もう一つ、萩原さんにお尋ねをしたいんですが、先ほど地図を示していただきました。

地図を示していただいて、10mという規制がある中で65m、76mというものがあって、保安距離としては満たしているんだけど、果たしていいのかという問題提起で、30m以上という、この保安距離に対する52mというものが、どうなんだという問題提起をいただいたところなんです。この例示していただいた三つの事案と今回の、その緑地の話というのがちょっと私の中では結びつかなかったんですけど、この点についてちょっとご説明、補足でいただけますか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 請願者（萩原）

失礼します。

公害の問題が四日市では非常に大きな裁判闘争にもなったりして、このことが非常に前面に出て四日市公害という名前までついてしまったような形ですが、最近の先ほどのご質問ともかかわりますが、松岡先生、おっしゃっていただいたように、災害問題や地球環境の問題であるとか、最近の地震災害のひどさというような点なんかも含めて、私たちが四日市公害をなくす会とかというように最初、言っていましたが、結局、公災害を考える会という形に名前もかえました。

新しく生まれ変わったという感じですけど、それで、その点でやっぱり公害の問題も災害の問題も避けるわけにはいかないし、特に公害問題では煙突などが非常に高くなって、あくまでもさっきもちょっと趣旨にも書いてありますけれども、着地濃度で調べていくならば、非常に薄まるという形になったわけですね。

どこもかもが煙突を高くした。それが全域に広がったということで——薄く広がったということはあるんですが——災害の問題というような形になりますと、これは非常に近いと

ころというのがやっぱり一番心配ですし、とりわけ、これ、昔つくった図ですけど、もう皆さんご承知のとおり四日市の場合には第一コンビナートのような古いコンビナートは、内陸にまで挟まれている状況なんですね。

この地域なんかは、そこに古いパイプライン、高圧ガスやら危険物が走っているようなところでもありますから、その意味でもやはり公害の問題とともに災害の問題というのは非常に緊急の重要な課題になってきている。

やっぱり古くなってきているというような問題もあります。

だから、この災害問題はやっぱり保安距離をとるということが決定的に大事やと思うんですけども、その意味で、やはり緩衝緑地は非常に大事だというふうに思います。

一方で、確かに緩衝緑地を広げることが、三重県の防災計画の中にも明記されているんですが、この緩衝緑地も残念ながら、古いデータは出ているんですが、それがずっと同じように相も変わらず昭和五十何年につくったというやつがあるだけで、新しくはほとんどつくられていない、緩衝緑地、その物も。

そういうような点から考えて、やはり南海トラフ地震の問題なども考えたときに本当に深刻な、悲惨な状態になるという、これを未然に防ぐためにも緩衝緑地、あるいはコンビナートの中での工場緑地の緑地帯は決定的に大事だと、このように私たちは考えています。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございました。

今、伺ってちょっと見解の相違になってしまうのかもしれないですけども、今回の四日市市工場立地法市準則条例を制定することが、その萩原さんの言われるところの解決策につながるとはちょっと私は感じにくかったかなというところが、正直な感想でございます。

以上で1回終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

ちょっと待ってください。委員のほうから聞いています。

他の委員から質疑はありませんか。

○ 請願者（松岡）

失礼します。

先ほどの議論にちょっと補足させていただきたいことがあるんですが、残念ながらコンビナート工場の中では時々大小の事故が発生しております。

昨年の7月も三菱ガス化学というところで爆発事故がございまして、工場の敷地外までショックウェーブといいます、及んで被害が出たと。

JR専用線を越えて、よその工場までショックウェーブが及んだという事故もございました。

そういう意味で、緩衝地帯というのはかなり必要なんだということを改めて確認させられたようなことだったんですが、それとあわせてもう一つ、つけ加えたい点がございまして。

それは、パイプラインのことなんです。

コンビナート工場の間は複雑にパイプラインが結ばれております。そのパイプラインのある部分は公道のすぐそば——公道のすぐ下というか、そばというか——そういう位置を走ってございます。

そういうものは、私は特に大地震のときを心配しておるんですけども、どういうふうになるのかというのは地元住民にとっては大変不安を感じております。

昨年、実は、私ども——私は日永地区の者ですけど——日永地区に比較的近いコンビナート工場の方々と何度もお話し合いをさせていただきまして、どこにどういパイプラインが走っているかというような情報、あるいは、どういう内容でどういう危険があるのかという情報について、随分時間、かかりましたけれども、開示していただきました。

それは感謝しております。

しかし、それがわかっても、じゃ、どうやっていざというときに安全を確保するかという問題は、そのあと続けて考えなきゃいけないわけで、そういう点ではまちづくりを進める上で、そういう点についてどう配慮したまちの設計図をつくるのかということは大きな課題だというふうに思っております。

その点をいろいろ委員の皆さん方もまちづくりのいろんな中で、あわせてご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

委員から質疑はありませんか。

○ 中川雅晶委員

私も、この現代の歴史において、やっぱり軍事的な競争を経て、戦後、経済的な競争を経て、今やっと人道的な競争、世界的にSDGsの推進とかという形で推移をしているという大きな歴史の中で見ると、皆さんの言うておられる趣旨はよくわかりますし、私も同じように守っていかなきゃいけないし、防災の視点、先ほどのパイプラインの件とかということは十分理解はするところなんですけれども、ただ、先ほど、樋口委員がおっしゃったように、それと今回の工場立地法の基準の緩和の条例制定とどうしても、こう結びつかない。

感情の部分ではわからないわけではないですけれども、ただ、実際にそのことが皆さんの言うておられる部分の解決には何ら寄与しないというか、関係のないところかなというふうに思ってしまうという部分があって、本当に巨大なグリーンベルトのような住工分けるようなものを設置しなければ、なかなかおっしゃっているところの趣旨には合致しないのかなと思うと、それもそのすぐには現実的にはなかなか難しい問題もあるので、ただ今回の工場立地法の基準の緩和の条例が提案されたこと、イコールすぐにまた歴史を逆方向に戻すというふうには、なかなか私の中では理解できないので、もし、その辺、いやそうじゃないですよと、じゃ、こういう形で理解いただけるんじゃないかなというところがあるのであれば、ぜひ、教えていただきたいなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 請願者（松岡）

私は今おっしゃられたことがよく理解できないんですけれども、既に現在の基準があるわけですね。それを後退させることであることには間違いのないわけです。

それで、なぜこういう基準が設けられたかといえば、少なくともこれだけは満たさない

と、公害問題についてやっぱり解決できないんじゃないかという、そういう考え方があって、現行の基準が定められたんだと思うんです。

それを後退させるということ自体が、私は、倫理的におかしいと、市政の倫理観が問われるというふうに私は思います。

極端な議論として広大なグリーンベルトをつくれなどということをおどもは今、申し上げるつもりは全くありません。

少なくともまず現行の緑地面積率の規定をできるだけ早期に実現してくださいと。

そこから、それを踏まえてさらに次のステップとして、どういうふうにまちをつくっていくかということを考えていただきたいと私は思います。

以上です。

○ 請願者（萩原）

私からもちょっと、追加して今の質問に。

○ 三木 隆委員長

簡潔にお願いします。

○ 請願者（萩原）

三重県の石油コンビナート等防災計画、平成30年度版なんですけど、実はその中に緩衝地帯または緑地の整備計画という項があります。

そこで緩衝緑地帯、緑地の設置の推進ということが書いてありまして、市は——これは四日市市のことですね——緩衝緑地帯の設置の推進を図る。それから、特定事業者の中の第一種事業者はもう省略しますが、後のところは緩衝緑地帯等の設置計画について市に協力しなければならないと、こういうような項目もあります。

この緩衝緑地帯の、実は書かれている表があるんですけども、これが本当に、ここ20年来変わっていません。

同じ文章で同じ面積が書いてあるままなんです。

全くやっぱりそういう点では、面積もないからという部分もあるかと思うんですが、本当に緩衝緑地をつくろうとか、あるいは保安距離をもっと広げようとかというような姿勢が企業側には見られない。

ぜひそういう点では、これ、県が自分のところとかを書かんと市はと書いていますけれども、ぜひそういう点でのご指導やら、あるいはぜひともそういう協力を要請していただきたい。

そういう立場からして、緩衝緑地帯と今回の緑地面積率の緩和というのは、これは今おっしゃっていただいたように直接のかかわりがあるのかというふうにおっしゃるかもしれませんが、やはり企業の姿勢とのかかわりで、大いにかえって広げることになるんだという、プラントは何かをまたあれすとか、あるいは工場をまた誘致できるからそれでふえるんだという、そういう形のふやし方ではなくて、本当に緩衝緑地が必要なんだということともかかわって、私たちはこの請願を、緑地を広げることになるどころか、やはりかえって企業誘致という立場で商工課が担当してみえるという、それ自体も私たちはおかしいと思っていますので、ぜひともそういう点をご理解いただいて、やはり緑豊かな四日市にしていくという方向から、やはり逆行するというふうに考えますので、この請願にぜひご理解をいただき、また、賢明なるご判断をいただきたいと思います、そんなふうに思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

質疑はこれで終了とします。

請願者の方は傍聴席へお戻りください。

理事者の方から何か補足説明はありますか。

今、資料を配っています。

○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺でございます。

先ほど資料をお配りさせていただきました。

条例制定に関する総合的な市の取り組みについてということで、資料のほう、まとめさせていただきます。

まず、今回の条例の制定につきましては、本市産業の活性化を図ることで、雇用の確保、税収入の増加による財源確保等の地域活性化を目的としております。

また、来年度を初年度とします新総合計画に基づきまして、公園緑地あるいは道路等の公共空間におけるグリーンの創出、また緑豊かな住環境の形成を図っていくほか、工場等

に対する効果的な環境監視あるいは防災対策等を実施しまして、総合的な施策展開を図って、産業と環境が調和するまちづくりに取り組んでいくということとしております。

具体的に、まず1番目でございますけれども、緑豊かな住空間の形成の取り組みといたしまして、総合計画におきましては、下、真ん中の表ですけれども、都市公園の面積をふやしていく、あるいは市民緑地の開設数をふやしていくというような取り組みを考えているところでございます。そういった取り組みによりまして、緑豊かな住環境の形成を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

また、二つ目の環境監視に対する取り組みといたしましては、本市は産業公害を経験しておりまして、ただ、市民、事業者、行政の取り組みによりまして、昭和50年度にはぜんそくの原因とされました二酸化硫黄濃度の市内平均値は、県の環境保全目標値を下回っております。

また、昭和51年度には国の環境基準を市内全域のところでクリアするなど、大幅に環境が改善されたところでございます。

裏面のところに二酸化硫黄のグラフをつけさせていただいておりますけれども、近年では全国平均並みに下限、低いところで推移しているというような状況でございます。

また、大気汚染の未然防止のために、市内におきましては大気汚染の常時監視を一般環境大気測定局7局、あと、自動車排出ガス測定局で4局の計11局置いてございます。

また、大手コンビナート企業13社から出てくるリアルタイムの大気発生源のデータを三重県の環境監視システムにおいて常時監視をしているところでございます。

現在本市の大気環境につきましては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質につきましては、全て国の環境基準を達成しているところでございます。

また、工場、事業所に対しましては、大気汚染防止を初めとする環境関係法令、水質等も含めまして、そういった関係法令、また、三重県環境保全に関する条例、これも大気や水質等々、含まれた条例でございますけれども、そういった条例、あと企業との公害防止協定に基づきまして排水基準等を設定しておりまして、今後も規制、あるいは立入検査等での指導を実施していく予定でございます。

3番目でございますけれども、防災対策の取り組みといたしましては、工場立地法成立の時点では、コンビナートの災害というのは保安法体系で強化するというふうな整理がされております。

それで、例えば消防法などの関係法令で規制をして、企業の防災に対しての対策が強化

をされているところでございます。

また、各自然災害の防災・減災につきましては、それぞれの状況に応じた対策を市と事業所が連携しまして引き続き取り組んでいくこととしております。

これらのことを通じまして、本市といたしましては、総合的な施策を展開いたしまして、産業と環境が調和するまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

次に、委員の皆様から理事者への質疑があればお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

先ほど、請願趣旨の説明をいただく中で、萩森さんのほうからだったかな、市は今回の規制の緩和によって緑地面積がふえるということを主張していて、その主張の中身がよくわからないというような趣旨の説明がなされましたけれども、改めて、そのあたりの説明を補足でお願いします。

○ 渡辺商工課長

現在の規制といたしましては、まず大きく二つございまして、一つは法律前からある工場。それと、もう一つは法律ができてからある工場。大きく二つの基準がございます。

まずは、法律ができてからの工場に対しましては、現行の緑地面積率20%、環境施設面積率25%といったものを、そのまま工場をつくる際には満足していただくということで、現在市内の工場におきましては全てそれをクリアしているという状況でございます。

また、法律ができる前からある工場におきましては、それぞれの現状から、投資をするたびに、計算式があるんですけども、その計算式に基づきまして、必要な緑地を確保するということが基準になってございます。

ですので、投資があれば、そこで緑地をふやすという基準が出てくることとなります。

そういった点でいきますと、市内の工場におきましては、投資のあるごとに工場内での緑地を整備しておりますので、当然、現行法上では基準をクリアしているというところで

ございます。

○ 樋口龍馬委員

つまり、企業が現行敷地内に工場を新設しようとしたとき、緑地面積率が基準に達していない場所については、投資に伴って緑地の面積がふえるってことをおっしゃったってことでよろしいですか。

確認です。

○ 渡辺商工課長

済みません。説明が不足しておりました。

それで、その既存工場の中で、まだまだ緑地が現状の状況から今回の改正案の基準に至るまでに達していない——達していないというのは基準を守っていないということではなくて、緑地面積が足りない——という工場は、特にコンビナート企業では非常に多くございます。

ですので、今回の改正によって、企業がより投資しやすい環境になりますので、そこで投資されると、まだまだ四日市のコンビナート内の企業においては、緑地をふやしていく必要がある、そういった規制になってございますので、投資ごとに、さらに緑地をふやしていかなければいけない企業がまだまだあるというところで、こちらを企業の投資促進で緑地がふえるというような言い方をさせていただいているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

私がさっき確認した内容と、今のと、説明と違うんですか。

○ 渡辺商工課長

済みません。

同じ内容でございます。

○ 樋口龍馬委員

同じことですね。

それだけではなかなか請願者の皆さんの思いというのは達成されないのかなというふう

に感じるところもあるんですね。

ただ、先ほど私の請願者の皆さんに対する質問の中にあつたように、今回のこの条例の規制緩和の部分と請願者の皆さんの趣旨が達成されるというのは、違う部分で話をしているかなきゃいけないのかなって思いがちょっとありまして話をさせていただくんですが、例えば、今は投資をかけてくる企業に対しての指導は行っていくという話がありました。

投資をする予定のない企業に対して、規制値まで緑地面積を引っ張り上げるような努力とかということは今後考えられるのかどうか、この点についてお聞かせいただいていますか。

○ 荒木商工農水部長

商工農水部、荒木でございます。

先ほど課長が説明しましたが、まず基準そのものが法施行以前の既存工場と法施行後の既存工場以外ということで、全く違う基準でございます。

これはもう法律上の基準でございますが、まず既存工場については先ほど課長が申しましたように、今ある緑地面積率から投資されるたびに、その都度緑地面積がふえていく計算によって求められた緑地面積率、これが基準になります。

ですもんで、今度我々が案で提案してございます15%に達するまで少しずつでも伸びていくということで、15%にいった時点で、それ以上が出てきても、もう緑地面積等についてはふやす必要はないということございまして、当然のことながら既存工場外では、もう投資するときに、その面積率をクリアする必要がございますもんで、オーケーということでございまして、何が申し上げたいかと申しますと、法律でこのように決まっておりますもんで、今の既存工場、その15%までにも達しておらん工場が8割ございますが、これは法的に何ら問題ございません。

したがいまして、我々が強制的に、それを行政指導するということはなかなか難しゅうございます。

ただ、それにかまけることなく、窓口相談に来ていただいた、あるいは、コンビナート先進化検討会、この機会などを利用して、住民との間の緩衝緑地、あるいは住居の間にできたら、こういうようなグリーンを配置してもらいたいんですがねという口頭でのお願いというようなことはさせていただいていますが、これまでもずっとそれは継続してさせていただきました。

しかしながら、今現状としてはなかなか緑地をふやすことに至っていないというような現状でございます。

したがって、まとめますと、今後も強制力がないご案内、お願いについてはさせていただきますが、強制力のある行政指導についてはさせていただけないのが現状でございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

その指導という立場でできなかったとしても、例えば停止してしまっただけで廃止予定のプラントとかが出てきたりしますよね。

そういうところを緑化していきましょうみたいなところに多少の税制的な優遇であったりとか、その緑化にかかる費用を一定、企業から上がってくる税収の中から充ててあげるとかという、何ていうのか、行政の規制、指導というよりも、事業所の状況に応じた援助を出すことによってグリーンベルトをふやしていくような取り組みというのは、今後考えられそうですか。

○ 荒木商工農水部長

現時点では、そこまで想定はしていなかったんですが、委員、おっしゃられたカーボンオフセットのような、グリーンを企業の敷地内でどうやって配置させていくかというようなことについては個々の企業とちょっと相談させていただく中で、そういった支援策については我々としても有効というふうに考えますもんで、今後検討していきたいと、かように考えます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

今の説明の中で、緑豊かな住空間の形成の取り組みで、1人当たりの都市公園の面積というのを、表にさせていただいています。と同時に、グリーンベルトの部分、緩衝緑地という意味のところとこれを同列で並べたら逆に、ちょっと無理があるのかなという気はして

いるんです。

だから、先ほど部長がおっしゃったように、工場に対して、企業に対して努力目標で、そこに何ら、その指導ができないというジレンマがあるやろうけれども、そのところがみんな請願者の皆さんともちょっとごちゃごちゃになってんねやな、パイプラインとか、こう。

だから、一つちょっと整理をして僕は考えていかんと、こっちから少し出してきてというのではなしに、請願趣旨もそうなんだけれども、グリーンベルトの充実をするのか、緩衝緑地の充実をするのか——まあ、一緒なんやけど——それから、1人当たりの緑地面積、都市公園の面積を広げるというのとは、ちょっとぼけるところがあるので。

○ 荒木商工農水部長

済みません。ちょっと議論を混乱させてしまいました。申しわけございません。

私ども、この1番で出した資料につきましては、例えば工場がなくなって、それが企業地が変わった、失われた緑は全市的にどこでカバーしていくのかというような取り組みを、総合計画を策定する中で議論しました。

その中の総合計画の抜粋版でございまして、それについては、例えば都市公園とか、そういうところ、あるいは里山の保全といったところで全市的にカバーしていくというものが、この1番の資料で申し上げたかったこととございます。

その緩衝緑地につきましては、今ちょっと樋口委員のほうからも話、ございましたが、まだ企業については、そういった緩衝緑地を設けられるスペース、これについてはなかなかないのが現状でございます。

したがって、実際に廃止されたところであるとか、余剰地ができたところであるとか、そういうところにつきましては、それをどうやって緑化のほうに誘導していくのかというようなことを一度市のほうで検討させていただいて、あるいは企業の方とも話をさせてもらう中で一度検討してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○ 早川新平委員

最後にします。

以前にも僕、言うたことあるんやけど、霞の緩衝緑地のところに人を集める施設を置くなど、企業サイドからはお叱りを受けたことがあるんや。

これは本末転倒じゃないかということ、これはあそこを設置するときの話なんだけれども、そういったところはやっぱり毅然とした一つのラインをつくっておかんと何でも、このようにもうぐちゃぐちゃになってくるところがあるんでね。

ここはここ、緩衝緑地はこう、四日市全体の都市公園の面積はこうやということ整理していかんと非常に理解しにくいところがあるので、例えば請願者の方でもパイプラインの劣化とか、これはまた別の段階のところなので、消防庁のところがあるので、やっぱり整理してやってもらわんとわかりにくくなると、ピンぼけすると思います。

以上。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

○ 小川政人委員

まず、今、現状は法ができる前の工場に対して指導ができないと言ったわね。

今度、この条例をつくったら指導できるのか。

○ 荒木商工農水部長

この条例によって指導ができるということはございません。

ただ、投資しやすい環境を我々が、つくらせていただくことによりまして、投資されれば、そのときに指導ができますもんで、計算式によって出た緑地はこれだけ必要やできちっと緑地をふやしてくれという指導ができるということでございます。

○ 小川政人委員

誤解を与えるような説明をしたらあかんで。

今でも、この条例がなくても指導はできるんやろう、新しくつくるんであったら、何か計算率がどうのこうのでやって、その計算率を守ってもらわなあかんとかいうこと言うたよな。そうやろう。

○ 渡辺商工課長

法の範囲内での指導はさせていただくことができます。

済みません。説明が、申しわけございません。

企業が投資をするというふうになったときには、それに合わせて設置をする必要が出てくる緑地が決まります。

投資をするならば、緑地を配置しなさいよというような制度になっておりまして、そちらにつきましては、それを指導といいますか、当然それをつくってもらわないと、そもそも法律どおりになりませんので、そちらにつきましては我々のほうで指導といいますか、確認をさせていただいているというところでございます。

○ 小川政人委員

だから、今度の条例を適用したってやっぱり増設する、投資をするなら広めやなあかんのやろう。

ただ多分、今度の条例で広める幅が少なくなるんやろうと思うんやけど、俺の考え方でいくとな。ちょっと率が下がっておるんやから、多分現行のルールよりも緑地を少なくすれば済むんやろうと思うんやけど、そういうことやろう。

○ 渡辺商工課長

何もないところでの指導というのはできなくて、投資をすると決まってからになってきまして、現行、何もないところで、我々のほうから企業に緑地をふやせというような指導はできないというところでございます。

○ 小川政人委員

そんなこと聞いておらへん。かみ合わへんな。

この条例をつくったとしても、何もなかったら指導はできへんやんか。今も何もなくても、なかったら指導できへんやん。新しく投資をしようと思ったら、指導ができるんやわな、今でも、この条例に変えても。ただ、変えた時点で違うのは緑地面積率を少なくできるといだけの話やわな。

指導も、例えば現行のルールでいけば、100㎡の緑地をつくらなあかんけど、この条例に変えたら、多分、80㎡か70㎡になってしまうとかいうことになるんやろう。

○ 荒木商工農水部長

指導の云々に関しましては、委員おっしゃるとおりでございます。投資が起こって初めて指導できるということで、条例が改正しても、何もしなければ指導はできません。

こういうことでございますが、一定、緑地面積率が少なくなるというのはちょっとあれでございます、計算式が今度の投資面積、建屋を建てる面積によってかわってございまして、早くアップパーに近づく。緩和することによって、今まで25%やったのが15%になることによって、早く上限に近づくので、ちょこっとずつふえていくのは一緒なんですけれども。

そういうことでございます。

○ 小川政人委員

あのな、25㎡あるものを15㎡でええとしたら、アップパーが下がっておんのやもん、早く近づくに決まっているやないか、ちょびっとでも。そういうことやろう。ごまかすな。

○ 荒木商工農水部長

済みません。

○ 小川政人委員

だから、そこをはっきりときちつと言わんとあかんのと、だから、確かに法律を守っておるといふんじゃなくて、守っていないけど罰則がないだけの話やわな、現状は。既存の工場については。

新しいルールで緑地をつくってくれというのが本来なんやけど、前からある部分についてはもう黙認しますよというのが正しいんやろうと思うんやけど。

そういうところでいくと、緑地面積率を20%でやってくれておる企業あるやんか、きちつと新しいルールで新しい投資をしてちゃんと守ってくれておるところがあるのと、今度は、ずっと守っていない——守っていないというとな怒られるかもわからんけど、ずっとずるしておったんやで——企業はまた下がったルールでいって、これ、不公平と違うのか。

○ 荒木商工農水部長

今、現行、既存工場以外については緑地面積率20%、環境施設面積率25%、このルールで建てていただいておりますが、今度投資するときには自分らも、その緩和された基準で投

資できますもんで、その辺は一定の不公平感はないものというふうに考えています。

やっぱり既存工場は、やはり基準が既存工場以外と違いますもんで、その辺は新しく建てていただいた方も、従来から来ていただいております方について理解されておるといふふうに考えてございます。

○ 小川政人委員

今まで緑地面積率20%、環境施設面積率25%でせっかく守ってきた企業に、今度急に緑地面積率10%、環境施設面積率15%でええわとか、それもわざわざ市がそんなことを言うていく必要があるのかないのかというの、不思議な話やわな。

だから、そこをきちっとしていかと、それから、ここを下げるんやったら、もう既存の工場は全部守れさと、新しいルールを守れさというぐらいのことが言えやんと、まあ、そんなのよう言えやんわな。

だから、そんなほっときゃええのと違うのか、無理に市民の反対を押し切ってまでルールを変える必要はないのと違うのか。

今こんなに金が余っておってもよう使わへん時代にやな、そんな無理に工場誘致、もつと別のところで工場誘致を考えろよ。

内陸部はどうなんや、きょういただいたこの表はコンビナートだけの表ですか。内陸部の企業も一緒に環境施設面積率は25%やろう、企業立地でいくと。

例えばキオクシアとかは25%を守っているんやわな。だから、その辺を、全体審査の前にさ、その割合って出るかな。

○ 渡辺商工課長

それにつきましては、委員会資料のほうで表を入れさせていただいております。

○ 小川政人委員

また後で教えてもらうわ。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。とりあえず。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

ちょっと確認したいんですけども、現行の緑地の面積で、例えば、企業の入り口、門のところから民家に近いところの部分というと、結構私ら素人的には離れたほうが何か災害があったときにいいかなと思うんですけど、例えば、現行の制度のところ、緑地の取り方というのは、建物を中心に周りに緑地を置くのか、企業任せにしているのか、そういった何か規定みたいなものはあるんでしょうか。

○ 渡辺商工課長

現行ですと、周りに敷地の中の周辺部に15%は環境施設等を置かなければいけないという内容になってございます。

周辺部にということで。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 小川政人委員

新しく投資をする企業から相談を受けて、こういうふうに変えていくんやろうと思うんやけど、もう現実に、条例で基準が変わったら、こうやって工場を建てたいわとかいう話は来ておるんですか、正直。

○ 渡辺商工課長

今回、商工会議所からの要望等もございまして、またコンビナートからの要望もありまして、委員会の資料でも、またつけさせていただいているんですけども、企業に関しての調査をしております。

その中では、工場立地法の面積率が過去の投資計画に影響があったかなかったかとなりますと、7割ぐらいで影響があったというような回答、あるいは今後、もし緩和をしたらどうのような影響があるかと聞いたところ、投資が促進される可能、投資の可能性というのが90%ぐらいで影響があるというような回答をいただいているところでございます。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

質疑はこれで終了といたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴を制限していることから、請願者の方はお退出願います。

それでは、当請願についての討論、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、討論、採決に移りたいと思います。

当請願について、討論、意見の表明はありますか。

○ 樋口龍馬委員

本請願に対して、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

私も、四日市の環境を後ろに下げようとか市民の安全・安心を担保しないでおこうという立場とは全然違って、環境はもっとよくなるべきだというふうに思っていますし、市民の安全・安心というのはさらに担保されるべきだというふうに考えている側の人間であります。今回の工場立地法の市の準則条例による緑地面積率の緩和によって、請願の趣旨が達成されるというふうにはちょっと私は考えがたくて、もっと違うステージで議論をしながら、先ほど請願者の話の中にあつたパイプラインの課題であつたり、工場の敷地内緑

地をどのように周辺緑地のほうにコンパートメントしていくんだとか、廃止されたプラントに対する優遇措置なんかをとりながら周辺のグリーンベルトをどのように構築していくのか、また、工場の地帯とは違うところでの里山保全であったり、その緑化面積の保持、増進であったりということを、企業から上がってきた税収でもって担保していくほうが、より豊かな自然が四日市にあふれてくるのではないかという考え方から、本請願に賛成をして話を進めていくよりも、本請願については反対をして、別の新しい視点で議論をしていく必要があるというふうに考えるところから、委員各位の賛同をお願いいたしまして私の反対討論とさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

他にご意見ありますか。

○ 小川政人委員

僕は請願に対して反対ではない。

やっぱりきちっとそれなりの意思を持ってやっているんやけど、多分、四日市全体でやれというのは難しいと思う。

だから、あくまで各工場にある程度の部分は守ってもらわんと、これから内陸部に、工業団地とか何とかつくれば当然緑はなくなってくるんやで、そういう部分でいくと、余り慌てて緩和する条例をつくる必要はないのかなというふうにも思えるし、これから景気どうなってくるかなと思うと、そんなに投資は進まへんやろうなという思いもあるで、早急すぎるのかな、もうちょっと僕らの頭で理解できるまで条例、つくるのを待ってもいいのかなというような思いで、請願に対してはどっちか決めやなあかんのか、反対か賛成か。

○ 三木 隆委員長

できれば、そうですね、はっきり。

○ 小川政人委員

それなら請願に対して賛成する。賛成の立場やな。

○ 三木 隆委員長

反対表明がありましたので、挙手による採決を行います。

請願第8号工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることについて採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

賛成少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第8号 工場緑地面積率の緩和に反対し、四日市公害裁判の判決に基づき、住宅と工場の間、安全・安心のできる大幅な緑地帯をつくることを求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

以上で請願の件は終了します。

理事者に入れかえがありますので、委員の皆さん、しばらくお待ちください。

ちょっと10分休憩して、昼いっぱいまで、説明のところまで行きます。

10分間休憩。

11：25 休憩

11：32 再開

○ 三木 隆委員長

それでは皆さんおそろいですので、市民文化部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は、上程をさせていただいております令和2年度の当初予算、そして補正予算、条例改正につきましてご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

まず、市民文化部中、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分についての審査を行います。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第4目 文書広報費（関係部分）

第10目 地区市民センター費

第11目 国際化推進費（関係部分）

第13目 計量消費経済費

第17目 コミュニティ活動費

第18目 市民活動費

第19目 文化振興費

第20目 生涯学習振興費

第23目 諸費（関係部分）

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費（関係部分）

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

おはようございます。

市民文化部次長の中根でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料でございますが、タブレットは10、2月定例月議会、06産業生活常任委員会、002市民文化部（追加資料）になります。

よろしいでしょうか。

それでは、先般の常任委員会別議案聴取会で追加資料のご請求をいただいたものと全体の議案聴取会で資料請求をいただいたものがございます。あわせてご説明をさせていただきます。

36分の3ページをお願いいたします。

議案聴取会全体会で荻須委員のほうから資料請求をいただきました、日本語学習機会の提供における学習者の言語や対応状況というものでございます。

資料1に記載してございますが、日本語学習者の状況でございます。

(1)に四日市国際交流センター、登録学習者372名、国籍28カ国と約13言語の状況となっております。資料には、うち登録者が多い6カ国を記載しております。

(2)には多分化共生モデル地区、多文化共生サロンほかの登録学習者数204名、国籍16カ国、約9言語をお使いいただくということになっております。また、登録が多い7カ国を記載しておるところでございます。

次に、2の日本語学習支援における対応言語でございますが、これについては基本、日本語としております。

ただし、資料に記載のとおり四日市国際交流センター及び多文化共生サロン等の日本語学習ボランティア全体では、10言語で対応が可能でございます。10言語の内訳を資料には記載しておるところでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

こちらも議案聴取会の全体会のほうで、小川委員のほうからご請求をいただきました自治会連絡事務費等の見直しに係る積算根拠というものでございます。

資料、1の目的でございますが、昨今の人件費の引き上げ等を勘案し、見直しを行うものでございまして、見直しの積算根拠でございますが、四日市市自治会連合会の事務局運営事業費補助金、これにつきましては、10年以上見直しが行われてございません。

平成26年に臨時職員の追加雇用がございまして、この分として60万円の増額をしておりますが、平成21年から令和元年度における三重県の最低賃金の変動等を考慮しまして、事務局職員人件費分について、見直しを行うものでございます。

真ん中あたりの四角の枠に書かせていただいておりますが、事務局長相当分としましては190万円に伸び率1.243。見直し額236万1700円と記載してございますが、表の欄外に書かせていただいておりますが、令和元年度の最低賃金というのが873円、平成21年度の最低賃金が702円、平成26年度の最低賃金が753円ということで、それぞれ1.243倍、1.159倍を掛けさせていただいたところでございます。

また、今回お願いしておる中に広報連絡等事務委託というものもございます。これにつきましても、四自連事務局運営事業補助金の見直しに準拠しまして、これについては平成29年に見直しを一旦行っております。

そういった中で、平成29年度をベースにしました伸び率、令和元年度が873円、平成29年度が820円ということで、1.064という伸び率を掛けさせていただいて、積算をさせていただいたものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。こちらは、委員会別の議案聴取会で早川委員のほうからご請求いただいた資料でございます。先ほど見直しでご説明しました委託料等につきまして、これまでの推移というものをおまとめしたものでございます。

こちらが1としまして、広報連絡等事務委託ということでございますが、連合自治会長割というものと、町自治会長割というものがございます。平成21年から平成23年にかけて一旦見直しを行い、平成23年から平成29年において見直し、そして令和2年度ということの見直しを予定させていただいております。それぞれ矢印の中に①、②、③と書かせていただいておりますが、引き上げの考え方としまして、表の欄外に①市からの依頼事項の増加等を考慮し、平成21年から平成23年については引き上げを行っております。

また、平成23年から平成29年におきましては、②ということで依頼事項の複雑化・多様化を考慮し、また消費者物価指数等の上昇相当分の引き上げをさせていただいております。

また、③につきまして、令和2年につきましては先ほど申しあげました最低賃金等の引き上げを考慮した引き上げのベースアップ額でございます。

資料には記載してございませんが、平成21年度から平成23年度につきましては約2.2%、平成23年度から平成29年度におきましては3.94%ほどの上昇率となっておりますのでございます。

次に、資料の2の四自連事務局運営事業費補助金の変遷でございます。

こちらにつきましては、平成21年190万円だったものが、平成26年に250万円、そして今回、令和2年度ということで、予算としては300万円というふうなことで人件費を見込んでおるところでございます。

この考え方につきまして、平成21年から平成26年のところの①につきましては、臨時職員の追加雇用というのをこの時期にさせていただいております。そのときに60万円を上げさせていただき、②のところは、先ほどご説明を申しあげました最低賃金等の変動を考慮した引き上げでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。これは小川委員のほうからご請求をいただきました自治会に対しましてのアンケートの内容ということの資料でございます。

こちらにつきましては、6ページの資料の1に趣旨ということで書かせていただいておりますが、行政からの依頼事項など、自治会長様の役割の状況、お仕事の状況、あるいは今後の自治会活動に対する支援策などの参考とするために実施を行ったものでございます。

調査期間としましては10月から11月にかけて調査をさせていただきました。

調査の対象としましては市内の会長、単位自治会長及び各地区の連合自治会長にさせていただいたところでございます。

調査内容につきましては在任期間、また、私どもから依頼しておる事項等を含めまして年間に従事いただいております回数、あるいは自治会長の役割等に対する意見、自由記述ということでございます。

5のところには回答状況というのをまとめさせていただいております。

回答数としては617人、83.8%ということでございます。在任期間は平均3.1年。

この表でございますが、私どもがアンケートに設問した内容について、それぞれの回答いただいた回数等がある単位、2回まで、6回まで、12回まで、50回まで、それ以上というふうなことでお示しをしたものでございます。

また、一番表の右側には年間の平均回数を記載してございます。

6 ページの下のほうに米印で従事していただいていると記入いただいた主な事項でございます。

避難行動要支援の個別計画聞き取り、防災倉庫等の点検等々記載をいただいております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページ、一番上には自由記述欄に記入があった課題や改善要望等を主な意見として書かせていただいております。

高齢化に伴う自治会役員等の人材不足から始まり数点書かせていただいておりますが、一番上から下にかけて一番上は回数が多いもの、だんだん少ない回数という意見でございます。

(2) でございますが、連合自治会長を対象としたアンケートでございます。

回答数は27名、平均在任期間は3.89年となっております。

同じように、私どもがあらかじめ記載した内容について回数を記載していただきまして、それぞれの区分に応じて表のほうに記載してございます。

また、同じように表の下には、上記以外に従事していただいていると記入いただいた主な事項等を記載してございます。

8 ページをお願いいたします。

単位自治会長と同様に、連合自治会長のほうにも自由記載ということで課題や改善要望等を記載していただきました。

記載内容については記載のとおりでございます。

6 としまして、アンケートの結果のまとめでございます。

今回、中間報告ということで、この資料を提出させていただいております。

各自治会によって、役割や取り組みなどが大きく異なるほか、市からの依頼事項以外にも住民からの要望や雑務というものも多いということで記載いただいております。

そういったことから、単純に従事回数の平均数値で自治会長の活動を評価することにならないよう注意することや、また従事事項につきまして、設問以外の従事事項が多数挙げられております。その取り組みについて精査していくことが必要と考えております。

今後につきましては、今回のアンケートが今後の円滑な自治会活動に生かされるものとなるよう、地域との意見交換会等の場でアンケート調査及び、それを受けて意見等を徴収しまして、より実態把握をした上で結果及び考察をまとめていくよう考えておるところで

ございます。

9ページ、10ページにつきましては、それぞれ単位自治会長、連合自治会長にお渡ししたアンケート調査の表を記載してございます。

11ページをお願いいたします。

11ページにつきましては、早川委員のほうから地区市民センターの自治会長数や、あるいは自治会加入世帯数、こういうもののまとめた資料ということで依頼を受けております。

左側に地区市民センター名、そして面積、その右に自治会長数、それから自治会加入世帯数というものを記載しております。

自治会長の総数としましては748名、自治会加入世帯数については10万8390世帯ということでございます。

面積につきましては市統計情報、あるいは自治会加入世帯数等については、平成31年度の自治会長名簿から抜粋をしております。

平成31年4月1日現在では——条例のときにもお話をさせていただいたかもしれませんが——85.3%の加入率ということになっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

樋口委員のほうから集会所建設費補助金の、ここ数年の予算等の内容がわかるものというふうなご依頼を頂戴したところでございます。

集会所建設費補助金にかかる予算の積算でございますが、自治会に対しまして集会所の新築または修繕等の予定調べというものをさせていただいておりまして、その回答をもとに予算編成を行っておるところでございます。

令和2年度の予算に向けた調べにつきましては、令和元年8月6日にセンターを通じまして各地区に発信をしまして、提出期限を9月30日として行ったものでございます。

資料2の予算額の比較でございます。

これについては平成30年度、令和元年度、令和2年度の予算要求分ということで、それぞれ建築、購入、修繕、その件数と補助金の積算額、そして右側には予算額を記載したものでございます。

令和2年度につきましては、令和元年度に比べまして、約1300万円ほど増額をしておりますが、これは新築2件というものがございます。この2件の補助額というものが約1230万円余ということが大きな要素となっております。

市民生活課分の追加資料の説明は以上でございます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長の中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は続く13ページでございます。

まず、この13ページは、太田副委員長よりご請求いただきました文化振興に関する補助金の活用の状況がわかる資料ということで、今年度の実績見込みをまとめてまいりました。

一つ目の項目、文化振興事業支援補助金につきましては、市民がみずから行うコンサートや講演会などの文化事業や高等学校の文化部活動を支援することで、本市における文化の振興を図るものでございます。

①、こちらは広く市民を対象とする文化事業を支援する補助金でございます。補助対象経費の2分の1以内、上限20万円で、今年度は3件の事業に対して60万円を交付決定しております。

②は、地区住民を対象に行う文化事業を支援する補助金です。補助対象経費の2分の1以内、上限10万円で、6件の事業に対して54万1000円の交付決定をしております。

③は、民間のすぐれた文化施設を利用して行われる、質の高い文化事業に対して補助金を交付し、市民が芸術文化に触れやすくするものです。補助対象経費の2分の1以内、上限20万円で、2件の事業に対して40万円を交付決定しております。

④は、高等学校の文化部の活動で全国大会に出場される際に補助金を交付し、参加を支援するものです。個人に対しては1万円が上限、団体に対しては10万円を上限としまして、今年度は12件のクラブ活動に47万円を交付しております。

①から④まで合わせまして、予算額350万円に対して201万1000円の補助金の交付を決定しておりますが、まだ事業の実施されていないものもございまして、現時点の見込みということでご了承いただきたいと思います。

個別の詳細につきましては、続く14ページ、15ページに記載してございます。

二つ目の項目、地域の文化遺産の保存・継承支援補助金につきましては、地域の伝統的な文化行事を初めとする文化遺産の保存・継承を支援し、市民の郷土に対する愛着を深めるものでございます。

①は、担い手の育成につながりますよう、保存会の会員だけでなく、広く行事を学んだり、例えば笛の吹き方などの実技教室を開催する事業を対象としております。補助対象経費の2分の1以内、上限20万円で、現時点では1件の事業に対しまして20万円の交付決定

をしております。

②は、伝統的な文化行事に欠くことのできない用具類などの更新を対象とするものでございます。補助対象経費の4分の1以内、上限40万円で、現時点1件の事業に対しまして5万8000円の交付決定をしております。

③は、用具類や地域の郷土資料の保管施設の修繕等を支援するものです。補助対象経費の4分の1以内、上限40万円で、現時点で1件の事業に対しまして、9万1000円の交付決定をしております。

こちらはまだ実績見込みでございますけれども、予算額220万円に対しまして、34万9000円の補助金の交付決定ということでございます。

個別詳細につきましては、15ページの最後に記載をさせていただいております。

続きまして、16ページをごらんください。

こちらは決算の折にいただきました提言について、その経過がわかる資料をと、樋口委員からご請求いただいたものでございます。

私も文化振興課と社会教育・文化財課、観光交流課の関係する3課におきまして、市民の皆さんに対してご不便のないように対応していくために、これまで3回の会議を開いております。

この後、3月中にも4回目の会議の開催を予定しておるところでございます。

主な会議の内容としましては、市民にとって使いやすい補助制度とするために、どのようにこの制度を整理していくとよいのか、見直し方法についての意見交換をしたり、その一方では現行の制度をもっと知っていただいて、十分に活用していただく。そのための働きかけをどうしていくのかということなども話し合っております。

また、各課それぞれの業務目的によりまして業務分担をしておるわけでございますけれども、見直しをすれば補助金の制度を扱う窓口の一本化等につながるのかなど、意見交換しましたり、互いの業務の情報を共有することで、互いに協力し合って全体が把握できて、すんなりいくのかななどということを話し合っているところであることをご報告申し上げます。

文化振興課の関係部分は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

次は。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

ご審議いただく部分についての追加資料は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

質疑の部分は午後一からやりますので、説明のみとさせていただきます。

13時再開をお願いします。ありがとうございました。

11：53休憩

12：59再開

○ 三木 隆委員長

それでは、皆さん、おそろいになりましたので再開します。

説明は先ほど伺いましたので、ご意見、ご質疑がありましたらご発言願います。

○ 小川政人委員

6ページの自治会長へのアンケートなんやけど、これ、報酬改定のためにとったのか、全然関係なくて別にとったのか、そのへん。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活の中根でございます。

小川委員から、このアンケートはなぜとったんだというふうな趣旨というか、そういうふうなお尋ねかと思えます。

これにつきましては、市民文化部は、例年、地域のほうに、夏前と秋と意見交換会というものをさせていただいております。

令和元年度につきましては、自治会加入促進条例の関係もございまして、その辺についてもご意見、意見の交換をする中で、自治会長さんがお話を伺う中で、市の依頼事項、あるいは地区のお仕事等々でかなり負担感があるというお話を頂戴したところがございます。

正直に申し上げまして、こういうアンケートも随分以前にはあったんかどうかわかりま

せんが、今、形として残っておるものはございませんでした。そういったことから、どういふうなことが負担感につながっているのか、その辺をちょっと把握したく、アンケートをさせていただくと同時に、条例のほうでも、8条に、市の責務という中で負担軽減と財政的支援という項目もございます。そういったことから、まずは現況の把握、それから、これからに向けた支援策の検討、その辺を目的にアンケートをさせていただいたものでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

僕も月に1回、自治会の例会に出させてもらうのやけど、確かに物凄く仕事量が多いのは間違いない。ただ、特に、本当の自治会の職務と市から依頼されてやる事業、配付物だけじゃなしに、いろんなことで市からの依頼というのがあるのやけど、その辺を調べてくれたのなら、この手当の改定のところをもう一つ加味してくれておるのかと思ったら、余りに単純に計算されておる形やもんで、それから、もう一つ、こういう手当ってさ、僕、いつも思っておるのやけど、皆さんの報酬は人事院の勧告に従って上がるんやわな、毎年。こういう人らも人事院の勧告に伴うアップ率に従って上げてやったらええのになと思う。臨時の職員についても、みんなそう思っておるのやけど、そういう考え方を一遍取り入れたほうがええのと違うかなと思って。

それと、もう一つは、ここで不思議に思ったのは、最低賃金というのが出てきたやんか。これ、今までは最低賃金より下回っているのを払っていたということになっておるのやわな。4ページかな。自治会連絡事務費の見直しについてとって、最低賃金に近づけてあげるんやろ。ということは、今までは最低賃金を下回って賃金の計算がなされておったのか。これは、それぞれの自治会で決めることやで、このとおりに払われておるとかというのではないのかな。ちょっと教えてください。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

この最低賃金、4ページの四自連事務局の運営事業費補助金ということでございますので、補助金を計算する上で最低賃金の伸び率というのを掛けたということで、当然、四自連の財源のほうからも人件費は出ておりますので、最低賃金以下を払っておったというも

のではないと理解しております。

○ 小川政人委員

そういうふう把握しておるの。

○ 三木 隆委員長

小川委員、質問をもう一度お願いいたします。

○ 小川政人委員

市からの補助だけじゃなくて、人件費が支払われておるとい、それは確認しておくかな。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部、中根でございます。

四自連のほう、当然、収支の決算書というものがございます。そこで確認いたしますと、人件費としましては382万円余り、平成30年の実績でございますが、総額でお支払いいただいておりますということ伺っております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

ということは、最低賃金を上回っているということですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

そういう理解をしております。

○ 小川政人委員

わかりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

自治会長のアンケートとっていただいたり、いろんな資料、ありがとうございました。

自治会関連やけれども、単位自治会長さんが748人、現実には、四日市には存在している。その一覧表なんかを見てもらおうと、富洲原なんかを例に出すと、56人で、1割弱というぐらいで、面積の割には非常に多いんやけれども、現実には我々が住んでいるところやと35軒で1人おるところと、200軒ぐらいで1人のところも現実論として存在しています。

なり手不足というところまで加味していくと、行政側の指導でできるのか、四自連の中の問題なのかというのは非常に難しいんやろうけれども、なり手不足を加味していくのであれば、ある程度統合していったほうが、数字からいけば、なり手不足が解消していくんじゃないかなというところも現実論としてはあるんじゃないかなと思うんだけど、行政側から四自連に対してそういうところは、指導というか、勧告というか、そういうのはできるんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

早川委員からは、町によって自治会の数も違う、幅があるというお話だと思いますが、まず、私どもから、多いから少なくしてくださいとか、少ないから多くしてくださいというものではないというふうに私は理解しております。

その中で、自治会長数でございますが、平成28年、平成29年ですと、734人とか735人でございます。現状、748人というのは、特定の地区が自治会を少し細かくしたというところでふえて、全体に一つ、二つずつふえておるというものではないんです。

ひとつ、自治会長さんが地区で多ければいいのか。担い手が不足しておるとするのは、先ほどのアンケートのところでも、後継者、担い手の問題というのは課題として上がっております。そういった中で、単純に会長数を少なくすれば、なり手不足が解消するというものではないと思いますし、多くすることによって、そこの地区できめ細かい活動をしていただけるということもあろうと思いますので、この辺については、お尋ねいただいているのに答えて申しわけないのですが、アンケートの調査結果を中間報告ということで申し上げましたが、冒頭申し上げました地区との意見交換会、この辺でアンケート結果、それから、担い手の不足という中で、早川委員おっしゃっていただいた、自治会長数の多いのがいいのか、少ないのがいいのか、この辺も含めて意見を交わしたいと考えておるとこ

ろでございまして、こちらからどうしたほうがいいんじゃないというものではないかと思っております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今、課長がおっしゃったとおりなんやけれども、今までの既存のルールを変更しないのは、踏襲するのが楽やから、みんな、そう言っているというのが現実なんですよ。

僕の周りを見ると、大矢知の松寺地区というのは、あそこは結構広くても4人しか自治会長がいないというのが。そういったところで誰かがある程度主導をとっていかんと、これ、改選期で、この3月、4月というのは、後任のなり手不足というのが現場では非常に起こっています。だから、うちのところやと35軒で一つの自治会、一方では、200軒を超えておるところもあるというところをある程度考えていかんと、現場ではなり手不足やから、それで困っていますよね。

そのところ、先ほど小川委員が指摘したように、金銭的なものとかを踏まえて、前にちょっと聞いたときに、多分、富洲原は全部そうなんやけど、単位自治会で全部、文書交通費を全部保留して、個人の自治会長さんには渡していないというところが四日市全体からいくと8割ぐらいあるというのを前に聞いたことがあって、そういったところで自治会長さんが自分で手にするという、そういうものがないから、現実には、現場の人間は意識としてボランティアでやっておるのやというふうなところ、そういうところをきっちり理解していただかないと、これがある程度、考え方もいろんな、現場では不満がいっぱいあって、行政側からでは、今、課長はそういう答弁しか多分できやんと思うんやけど、立場としてね、だから、何軒で1人がいいとかは言い切れない。

少なければ少ないほど、きめ細かなサービスができるという、言葉にすればそうなるんやけど、現場のところというのはなり手不足、それは、四自連と一遍そういうところを、現場の意見もきっちり聞いてやっていかんと、永遠の課題になってくるのかなというふうに思っています。

大体、私も、この資料をもらったので、自治会長数、突出して多いのでね、ここの北部というのは。それで意見を言わせていただきました。

以上。

○ 樋口龍馬委員

追加資料の36分の5と、もともとの64ページの部分に関連いたしまして、連合自治会長割が8万1400円と、増やす云々ということもそうなんですけれども、世帯数割は連合自治会に入っていくやつやったと思うんですよね。町別単位で世帯数割ということが考えられやんのかなと。

先ほどの早川委員の話じゃないですけど、どうも単純に各連合で今挙げてもらった数字を割っていくと、1人当たりの会長さんの持つ数というのは大分差がある中で、単位の自治会長として一定の仕事量というのは同じだと思うんですけれども、町民がふえることによって大きく負担になっている部分というのも間違いなくあると思うんです。それを単位自治会のほうにも何かしらつけてやれやんのかなと思うんです。そのあたりの考え方はどうなっていますか。

○ 山下市民文化部長

早川委員、樋口委員からご指摘いただきましたが、かつて、確かに1回、回ったことはあるんです、そのことについて。今、おっしゃられたように自治会によって世帯が30世帯の自治会長もおれば、200世帯もあると。どこかの平均ぐらいで、1回、その手当といえますか、うちの出しておる部分も分けたらどうですかと言いに行ったことがあるんですよ。地域を回ったときは、まだまだ自治会長さん自身に、報酬という概念はなくて、我々はボランティアでやっておるのやで、数のそんなのでは関係ないんやということで、その当時はまだまだそういう報酬という概念がなかった。そのときは、まだなり手不足がそんなに大きな課題でなかったものですから、そういう形でやっておりましたが、確かにおっしゃられるように、最近、自治会を回ると、報酬的な——本当は報酬という概念ではないんですが、算定はしていますけど——考え方というのは大分出てきているということもありますので、この辺につきましては、今回、条例も4月1日から施行させていただきますので、先ほど次長も申し上げましたが、各地区への自治会長さんの会議に行つて、その辺のことも少し話し合いをしながら、今後どういうふうに進めていくかというのはやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

本当、この報酬を見てもらって、じゃ、行政職員のOBがどれぐらい自治会長に魅力を感じてやってくれているかというところ、難しいところ、あるんですよ。例えば新正なんか、いっぱいOBが住んでいるんですけど、新正の自治会長って1人しかおらへんもので、浜田地区の違う町に行ってくれるといいんですけど、そういうわけにもいかないので、なかなかそうは行き切らんところはあるんですが、そうかといって、わざわざやりたい仕事として行政職員のOBが見ているかというところ、そうじゃないのが現実だと思うんですね。

それって、つまり、行政職にいた人間が、費用と効果が見合っていないと感じているから少ないんじゃないかといううがった見方まで出てきかねないのかなと、私はちょっとうがっておるのですけれども。

そうやって考えると、報酬に魅力がある仕事というまでは言わないものの、せいぜい、まあ、こんだけもらっとるし、しゃあないわなというぐらいまではいつてもらったほうがいいんじゃないかなというのを常日ごろから思いますので、今、山下部長が、かつてそういうことをきいたときには、要らないよという話だったけれども、今後は、また詰めていってもらおうと、やっぱり、四自連だけというより、各単位の会長たちにも、今回のアンケートをしていただいたような形で、全員の声が吸い上げられるような仕組みを考えていただきたいということをお願いして、この項を終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

追加以外でもいいんですよ。

72ページのマイナンバーカードは後か。

○ 三木 隆委員長

担当課が違いでね。

○ 早川新平委員

じゃ、後にします。

○ 樋口龍馬委員

済みません、追加資料に基づいて、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

私の求めた資料ではないんですが、36分の3、これ、日本語学習支援における対応言語というところがあって、もちろん対応していないものもあると。これはボランティアの登録で全て回していただいているんですけども、いろいろと全体の議案聴取会での質疑とかを聞いていても、ボランティアの人が担当するので、うまくいっているのかって、私も先進地の、いろいろな多文化共生を見に行くんですが、ボランティアさんをお願いをしているというところで、一生懸命やってくれているんだけど、ボランティアの域を出ていないところにも課題はあるんだと。新しい制度設計を考えなきゃいけないというのは、いろんな市町から聞こえてくるんです。このままずっとボランティアなんですかね。

言語習得させるに当たって、もう少しきちんと、ものを教えてくれる方に対する報酬というような考え方がとれないのかというところは、いかがでしょうか。

○ 堤市民生活課地域調整監兼多文化共生推進室長

市民生活課多文化共生推進室室長の堤でございます。

樋口委員のほうから、ボランティアではなく、きちんと教える人に対する報酬なり、資格なりをきちんと確立すべきではないかというご意見というか、ご質問を頂戴いたしました。

今、おっしゃるとおり、現在はボランティアという形で回しております。その中でボランティアの数も非常に足りていない状況もございまして、ニーズが多い状況にございます。その中で、それをまた費用に換算しますと大きくなっていくこと等の課題はありますが、今後、そういう形でないと、いつまでたってもボランティアという形では難しいことも課題として感じております。

また、今現在ボランティアでやっていただいております方々の——ちょっと話はずれるかわかりませんが——レベルを上げるために、ボランティアに対する日本語を教えるための講座、研修を今後もっともっと実施していきまして、レベルアップを図り、それで、今後、そういう資格の取れた方に対するそれ相応の待遇の比較検討、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

子供たちの習熟度にもかかわってくる問題ですし、なるべく早い時点で解決していこうと思ったら、ボランティアさんの登録だけに頼っていくというのは難しいのかなというところがあるかと思えますので、教育とも連携をしながら、1回そういったことができないかどうかという調査を——この予算でと言いませんので——進めていただきたいということをお願いして、引き続き追加資料についていいですか。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

36分の12、資料ありがとうございました。

集会所建設費の補助金予算についてでございます。

緊急工事分で幾ばくかの余剰を持っていただいているんですけど、この緊急についてというのが、緊急なのに割と早急になくなってしまって、後半部分に求めていくと、ほぼないというのが今の現状かなというふうに私は捉えているんです。

この緊急用の補助額という枠取りをもう少し多くしておけないのかなというふうに思うんですが、そのあたり、いかがですか。補正でもいいので、考えていけないかどうか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

樋口委員から集会所建設補助金の緊急工事分ということなんですが、緊急工事分という、やはりその集会所を使っていく中で、急がないとその利用に支障が出るという分でございます。

今、資料でお示しをさせていただいておる動きについて、この3年間については150万円を置かせていただいております。これは後にちょっとご審議いただきますが、今回、減額の補正予算をお願いしておるところでございますが、これにつきましては、通常の工事ですと9月までに、前年にお手を挙げていただいた工事について、9月までに事前協議をいたします。その中で、減額の一つの理由でもございますが、ちょっと考えがお変わりになって、ことししないという分が出てまいります。そういったときに、そ

れにあわせまして、緊急工事的なもので、去年お手を挙げていなくて、今お困りのところはありますかというところで、令和元年予算につきましても8件で240万円ほど不要となった補助金を流用というか、回すような形で対応させていただいております。

この緊急工事というのは、急に湧いてくる工事でございますので、150万円の枠が十分なのかどうかというのは、ちょっと議論とか、年度年度で足らんだな、多かったなというのがあるかもわかりませんが、この辺、後の来年度、再来年度、令和3年度予算に向けては、庁内のほうで検討をさせていただいて、財政部局とも相談しながら、どのようなものが適切かというようなことで検討をしてまいりたいという考えでおります。

○ 樋口龍馬委員

私の知っている事例だけにとどまってしまうんですが、事案が発生する、現認してもらい、見積もりをとる、工事に着工できるというまでに、物すごく時間がかかるんですよ、このお金、ほんまに緊急かよというのがあったりして、雨漏りがもう始まっているにもかかわらず3カ月工事できんとか、その間にどんどん広がっていってしまうわけですね。なので、もっと柔軟に対応できる制度にしていかないと厳しいんじゃないかなというのを感じています。これは、言ったことを意見として捉えていただいて、今後、柔軟に対応できる格好にしてほしいなど。

例えば、写真を撮って、見積もりを上げて、現認しに来て、それから、相見積もりを取り直して、そこから執行していいかどうかの確認を内部で調整図って、そこから執行と、本当に時間がかかるんですよ。

この緊急の予算というのは、もっと少額であればとかというふうにある程度定めてもらってもいいので、なるだけ手短かにできるような制度に変えていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

続いて、追加としては最後かな、お願いします。

文化振興に係る部分ですね。

先ほどちょっと休憩時間中にもちよろちよろとあったんですが、議案聴取会の際にもお話をさせていただきました。市民の皆さんがより使いやすいものにしていくべきであろうと。要は、不用額が出たりしている部分もある中で、もっとわかりやすい制度にしていくべきじゃないか。市民の方が聞きに来た、今、原課のほうでは、どこがどういうお金をつけているかというのは、1表にまとめていただいているおかげで、ある程度スムーズに

つなげていただいているとは思いますが、でも、ここについては社会教育・文化財課や、ここについては文化振興課や、ここについては観光交流課やという話をワンストップできちっと受けとめられるような制度に変えながら、お金の性質ももう少しわかりやすくしていくことによって、活用しやすくしていく必要があるんじゃないかというのが決算のときの提言の本旨であります。

それに対して、三つの対応が出てきたというのはちょっと問題がありますよねということのご指摘を議案聴取会の際にさせていただいたところ、今回の追加資料の内容をいただいたというふうに理解をしておりますが、36分の16か、こういうふうに話し合いを始めていっているということがあるんですけれども、少し市長部局からも社会教育に話ができるよなというのも先ほど少し耳に挟みました。そこも含めた補足の説明をいただきたいと思います。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。

樋口委員からのご説明の要求でございますけれども、私ども、まず、この提言のシートをこの予算の委員会に提出するに当たりましては、3課でこのように会議をしていることを踏まえまして、皆で会議の場を持って、市民の皆さんのご不便のないよう取り組んでいくということで、実はこのシートの文言の部分は、3課とも同じものを入れてございます。ただ、それぞれの分科会が別ということもございまして、各課の業務に係る部分を後段に加えさせていただいております。

ですので、私どものほうでは、地域の文化遺産の保存継承支援事業補助金のことを記しておりますけれども、分科会ごとの対応ということで、各課の記入部分をご理解いただければありがたいなと思っております。

やはり、その資料の状況では、どのように進んでいるのかわかりづらいということはおっしゃるとおりでございます。今回ご用意した資料が各課で3課そろって打ち合わせをしている状況を報告するものなんですけれども、やはり私どもももう少しわかりやすくしたほうがいいなということはわかっておりまして、ただ、やはり各課の業務の目的があって補助金の制度などもあるわけですので、直ちに一本化することは難しいというふうに認識をしております。

そのために、どのような形であればこれから取り組んでいけるのかなということを意見

交換しているわけなんですけれども、例えば、指定文化財に係る部分、それと、指定文化財でないものの補助金というふうに、まずは2本にできないかとか、それをするためには、例えば、観光交流課のほうでは、大日市まつりの実行委員会が助成金を持っておりまして、修繕等、祭りの関係で修繕が必要になった場合にはそれに充てるということをしておるわけなんですけれども、例えば、実行委員会にご理解をいただいた上で、その部分を私どもの補助金のほうに上乘せできないかとか、具体的な案についてもみんなで考えを出して検討はしているところでございます。

指定文化財のものとそうでないものをすぐさま一本化するのが難しいのは、指定文化財についての補助金は、例えば、国指定の文化財でありましたら、富田の鯨船行事のようなものについては、国の補助も入る、県の補助も入る、市の補助金も入って、保存会さんの負担分もあるというような分担になるものですので、例えば先ほどの集荷場の補助金のように、事前の調整を何年もしてからでないと補助金が出ないという状況があります。そういうことがあるものですから、直ちに全ての補助金を一本化するのは難しいなど。

もしも組織が一つになることがあるのであれば、制度は複数になったとしても、窓口は一本化できるなどということなども私どものほうでは皆で意見を出し合っているという状況でございます。

何とか市民の皆様のお役に立てるように、今以上にわかりやすくするためにどのようなことができるのかなということ、もう少し意見を出し合いまして、いずれまた別の場にも諮っていければなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

例えば、文化振興課のほうで対応するものが出てきたときに、それは社会教育・文化財課も観光交流課も横断的に知っているとか、その一つの案件に対してこれも一緒にできるんじゃないかという、そういう合同の協議があるだけでも一歩前進なのかなというふうに感じるところではありますし、入り口はどこでもいいと思う。その入ってきたところがきちんと同じ平場に上げられるということであれば、もうそこで受けとめてしまうとかということも含めて考えていただきたいということをお願いして、追加資料について終わります。

○ 早川新平委員

今、樋口委員が指摘したとおりにやとっていて、今、説明したことは、我々は重々わかっているけど、市民から見たら、行政の内なんてわかりっこないので、例えば、昔、ありましたやんか、ワンストップ運動やと、ここへ行けば、補助金なら補助金の手続きが全部そこで終わるといふようなところで、まさしく指摘したところのそこは考えてもらえないかなと。庁内の中の縦割りで、今説明されたとおりにやけれども、市民から見たら、いや、こういう補助金は使いたいよねと言って、ここへお邪魔をして、これが使えないかと相談にお見えになるので、例えば、できるできやんは別として、補助金課とか、そういう室でもいいんやけれども、そういうものを望んでおるといふのが、非常に市民からは、使い勝手が悪くてわからないので、もうええわ、こんなの使えへんわという声が結構あるので、こういう分科会で指摘をさせてもらっているんでね。だから、行政の実情と市民からの使い勝手というか、どこへ行っていいかわからんとか、そここのところの兼ね合いといふのをもうちょっと平場のところで議論してあげていただきたいなと。

だから、こういう補助があるよと言っても、ややこしいで、わからへんからもういいわという声を現実に現場で聞いているので、そこだけは何とか考えてやってほしいなといふことで、強い要望です。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

他に。市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分については、追加以外のところでも質問を受けます。

○ 中川雅晶委員

新しい事業の子ども芸術体験事業費ですが、この事業は、政策提案と書いてあるんですけど、どういう経緯でこの事業が進んできたのか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

中川委員からは、新しい事業、子ども芸術体験事業につきまして、どのような経緯でこうなってきたのかというお尋ねをいただきました。

実はこの事業、政策提案ということで、内容のところにも記してあるんですが、私どもの課の若手の職員3人による政策提案でございます。

昨年度、平成30年度から新しい総合計画の策定に向けた庁内の動きが出てまいりました折に、私どもの課でこれからどんなことがしていけるんだろうかというようなことを課内で話し合う機会がございました。その中で、やはりこれからは、小さなお子さんたち、そして、その小さなお子さんたちを抱えたお母さん、お父さんたちにも、もっと芸術に触れていただく機会を持ってもらったほうが、将来的な文化の担い手の育成にも役立つのではないかというような意見が若い職員から出てまいりました。

それを、じゃ、この新年度の平成31年度に入りましてから政策提案してみないかということで、職員がまとめたわけなんですけれども、私どもの課の業務としましては、文化の振興ということがございますので、担い手育成というところにスポットを当てたことで、今、この事業の形があるわけなんです、職員の政策提案においては、文化の振興はもちろんなんです、子育て支援につながるのではないかと。お父さん、お母さんが、お子さんを抱えて不安なお気持ちになっておられるときに、芸術で癒やされて、例えば虐待のような悲しい事象に至らないのではないかと。

そうするためには、わざわざコンサートの場に出かけるよりも、乳幼児の例えば健診ですとか、相談会ですとか、そういったお子さん方を抱えた方が集まる場を生かした形でのコンサートなど、芸術文化に触れる場を設けていけば、わざわざ感がなくてよいのではないかとといった提案でございました。

それが事業化されるということになったところで、やはり私どもの課でするからには、文化の振興のところはどうしても光を当てていくことになりますので、担い手育成につなげていこうと。そして、お子さんたちの豊かな育成に資するものにしていこうというふうな形で、このような事業としてきたわけでございます。

来年度、実際に取り組むに当たりましては、例えば子育て支援センターのような場を使わせていただいて、そこへ音楽家の方を招聘しまして、とても身近なところで音楽に触れていただいて、憩いの時間を持っていただくというようなことを考えております。

この計画をつくるに当たりましては、実はちょっとしたテストをさせていただいております。パンダひろばという催しがこども未来部にございまして、お母さん方が乳幼児さんを連れて集まる場なんですけれども、そこで簡単なコンサートを1度させていただきました。

そうしましたら、赤ちゃんたち、それまではぎゃあぎゃあと泣いておられたんですけども、笛の音が鳴った瞬間にしーんと静かになったんですね。小さなお子さんたちにも聞く耳を持つことができるんだなということ、私どもも改めて実感する場でもございました。

お母さんたちからも、こんな機会をもらえて、きょうはとても楽しかったと、こんなことがこれからもあるといいなというお声もいただきましたので、ぜひ、来年度はこのような事業を進めてまいりたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

大変有効な事業であると思うんですけども、これ、市民文化部でやっている子ども芸術体験事業費を100万円で計上していただいて、これは文化振興費ですね。もう一つ、予算書の中の児童福祉費の中に、就学前子ども芸術文化体験事業費というのが320万円あって、これ、両方合わせて、この推進計画の中においては子ども芸術体験事業費という形になっているんですよ。

これ、二つの部に分けてやる必要のメリット、デメリット、どういうふうに。

○ 中野文化振興課長

メリット、デメリットということでもございますけれども、特に対象とするところを分けたことになるのかなと思っております。

こども未来部のほうでは、幼稚園、保育園を対象とした事業をきめ細やかに行っていくというふうに私どもは聞いておりまして、直接対象はかぶらないように考えておるところでございます。

幼稚園、保育園を対象とした事業と違って、私どもは、乳幼児を含めて、保護者の方にも芸術文化に触れていただく機会を考えておりますので、幼いお子さん、そして、保護者の皆さんということで、対象が分かれるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

保護者が入るか入らないかということと、幼保の児童を対象とするのが児童福祉費のほうの対象で、ということは、幼保のほうには入っておられない乳幼児で、なおかつプラス

親御さん、お母さん、お父さんを対象にするという形で分けたということで理解していいですかね。

これ、どうなんですか。僕も判断が、一緒にして、もう少し事業の充実、拡充というか、推進計画でも今年度は420万円ですけど、来年度は600万円ぐらい計上されて、だんだん拡充していくというような姿勢は、金額だけ見ればわかるんですけど、となれば、もう少しそう分けずに一環の事業として拡充していくという方策もあるんですけど、事業としては単独でやられる事業で、双方の連携はとられるでしょうけれども、その辺どうなのかなって、少し。金額単位も、こちらは100万円の単位で、もう一つの福祉予算、320万円で計上されていて、その辺の部分がどうかなって。答えは持ち合わせていないんですけど、それをどう今後の事業のいい形に展開されるのかなというのを少しお伺いしたいのと、それから、せっかく音楽コンクールもやっておられて、ここにどう連携というか、裾野の広い事業として、文化振興事業として拡充していくという中の一つの大きな核にしていくという、予算額はまだ小さいですけど、そういう意気込みがどうなのかって、その第一歩として今回やられているのかなと。

政策提案の事業なので、本当に自前としてお力を入れていかれるという意気込みを伺えばなどは思うんですけど、その辺はいかが。今後どういうふうに考えておられるのか。こども未来部との連携とか、どういうふうに図ってもらえるのか。将来的には、この事業として一体的にするのか、いやいや、分けて、もっとそれぞれ拡充していくというのか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

この事業については、まずは、委員もおっしゃっておられますように、こども未来部との連携なくしては成り立たないところでございますので、密な連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っております。逆に、あちらからも幼稚園、保育園への事業についての連携の協力依頼も受けておりますので、互いに連絡を取り合って、協議し合いながら、よりよい事業ができるように取り組んでまいりたいなと思っております。

私どもとしましては、まずは、取りかかりについては子育て支援センターですとか、例えば、先ほどもご紹介しましたこども未来部でやっておられるパンダひろばのような乳幼児や保護者の方が集まる場ですとかをお借りして、そこで様子を見ながらというところも

あります。

音楽だけでなく、例えば美術に触れる機会というのもこれから広げていくことができるなどということも考えておりますし、いずれもっと地区のほうにも広げていくことができないかなというふうには考えております。

委員もご紹介くださいましたが、音楽コンクールをこれまで続けてくる中で、市内はもちろん、市外、県外の音楽ファミリー、そして、音楽家の皆さんとのつながりもできてまいりました。

音楽コンクールの事業としては、より市民の方に音楽に親しんでいただく機会としまして、ワークショップを開催したり、学校訪問事業などもやっております。そういったところとの連携も深めながら、お子さんが小さいときから音楽に触れていただく、芸術に触れていただく、そして、地域の皆さんにもっともっと音楽、芸術に触れていただけるような、そんな機会となるように取り組んでいければなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

今、課長おっしゃったように、やっぱり市民文化部が、今回また新しい事業として展開されるのであれば、今までやっていた就学前の子ども芸術文化体験事業も質が上がるように、また、裾野も広がっていくような形に高めていかなきゃいけないですし、やっぱり芸術や文化を専門としている部署が入ったことによって、さらに質が上がっていくというところを見させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

済みません、当初予算資料57ページ、予算書で言うと106ページ、107ページ。地域社会づくり総合事業費補助金なんですけれども、先ほどの自治会長の話じゃないんですが、各町割り大きく町ごとに人数が違う中で、なかなか差別化というか、小さいところに出す

な、大きいところに出せって端的に言ってしまうと、味の悪いものになってしまうんですけども、事業規模が大きくなるとどうしても予算も上がってくる仕組みかなと思うんですが、このあたりの考え方というのはあくまで均等でいくのか、その点を教えてもらえますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

地域社会づくり総合事業費補助金でございますが、現状は、世帯割としまして40万円プラス世帯数掛ける単価290円というものと、地区割というところで、170万円と225万円と330万円という三つの区分がございます。170万円の地区というのが、一般的というか、多い地区でございます、225万円というのは、常磐地区及び四郷地区ということでございます。

それで、中部地区市民センター管内の共同地区、同和地区、中央地区、港地区及び浜田地区で構成する地域団体というのは、地区数のこともありますので、330万円というところで、一定世帯数を勘案する中で、この地域社会づくり総合事業費補助金については、少し差額というか、区別、区分をしておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員

中部地区が多いかどうかというのは別にして、五つ連合がありますので。

世帯割の金額が今の世帯割額で妥当であると考えているのか、例えば40万円を少し下げて世帯割数をふやすだとか、そういう辺りというのは、これが、今、妥当だという判断なのか、特段、検証せずに例年どおりにまずは上げたよという話なのか、ここら辺について各連合に聞き取りをしているのかどうかというところを教えていただきたいと思います。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

ここらにつきましても、地区の意見交換会になりますが、この辺の地域社会づくり総合事業費補助金のあり方についても、一定ご意見をいただくというところがございます。

そういった中で、先ほど申し上げた170万円と225万円の地区というのがまず1点目に言われるのは、うちが170万円で、1万世帯を超えるときは常磐、四郷は225万円と。もうちょっと170万円のところを底上げしてもらえないのかという意見も頂戴しておるところでございます。

率直に申し上げますと、令和元年に回らせていただいたときに、この世帯数がどうやというよりは、こちらの地区割の額についてどうだというご意見を頂戴しておるところでございます。この辺も先ほどの自治会関係にも同様のことを申し上げていますが、今後、意見を徴収する中で、制度設計について妥当なものにする必要があれば、変更も検討していきたいというふうで考えておるところでございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

質疑、ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしとのご意見をいただきました。

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がない場合ですので、簡易採決を行います。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費(関係部分)、第4目文書広報費(関係部分)、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費(関係部分)、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第23目諸費(関係部分)、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費(関係部分)、第2条債務負担行為(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

理事者の入れかえですか。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

補正があるんですか。済みません。

先ほど、樋口委員のほうから提言シートの部分の項目について説明を求めておられましたが、その提言シートをまとめるのに、その提言シートのテーマに関してもう少し深掘りすることはありませんか。

○ 中川雅晶委員

深堀りというのは。

○ 三木 隆委員長

例えば、関係3課で話し合いをされておるといのは報告されてわかりましたけど、それ以降の、今後の方向性というところですね。例えば、いきなり1課の部分になるのか、それとも2課に絞るとか、そういう補助金のあり方について、どういう方向性がベストかなというような話を伺えたら、分科会長としてまとめやすいかなと思ひまして。

委員の方、何か質問ありますか。

○ 中川雅晶委員

質問ではないんですけど、非常にわかりにくいということで、相談機能と一元的に。しっかり相談を一元的に受けて、一元的に返してあげるという機能を、他部局まざっているところからどうつくっていくかということ、目に見える利便性を図っていくことが到達目的かなとなると、そこまで持っていく道筋がどうなのかなというところで、どういうように登って、そこに持っていくかなというところが、今までのところではなかなか見えていないので、その辺を見えるようにしていただければなと思うんですけど。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

正直、3課の課長レベル、所属長レベルでやっていますので、このことについては、私ども、この4月に、二役が入ったレビューもありますので、その中でそういった方向性というのを一度そういうことが可能なかどうかというのを含めて議論した後で、一定のこういう方向で行きたいんだというのは出させてもらえるかなと思うんですが、今の時点では、申しわけないですけど、この部分で3課の課長がやっておるだけですので、その部分でそれ以上踏み込んで書くというのは難しいかなというふうに今は考えております。

ですから、6月定例月議会の中では、もう少し踏み込んだことが書けるのかなというふうに思いますので、この2月ではちょっと今難しいかなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

済みません、決算のときに提出した提言については、そのまま生きておるわけですね、この内容について、関係する3課が予算云々という見方で書かれたと思うんですけど、本来は、仕組みづくり、窓口の一本化というか、整理というのが我々の提言の目的であって、そこに対する部分で、先ほど追加資料の説明をされたところに置きかえるという作業はどう考えられるんですか。

○ 樋口龍馬委員

理事者からの報告というところは触らずに、主な意見の中で我々はこのことを求めたと、それに対して行政からは所属長レベルでの話し合いが始まっているという話を受けたという今回のやりとりの事実を意見の中に含ませていただくことで、今回は理事者からの報告については触らずに、次回からはそういうところも読んでいただきたいという旨を少し添えてもらって、意見の中に。

我々も初めてつくった提言でしたし、行政サイドも初めて受けた提言だったので、ここで差しかえさせるというよりも、意見の中にこういうふうな心意気で受けとめてほしかったんだということを添えさせていただいて、次回の決算でも、違う形なのかどうか、提言は出てくると思いますので、受けとめ方について検討というか、工夫をしていただきたいということと、反映状況については、また後ほど諮っていただかなければならないと思うんですが、私は、該当予算の箇所を抜いてくれてありますけど、予算について反映をしたというよりも、その他の項に当たるのかなというふうに感じているところでございますので、意見とさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

他の委員の方は。

そのような方向で進めてもよろしいですか。いいですか。

○ 小川政人委員

よくわからんけど、地区市民センターの館長に任せたらええのと違うか。センターの館長、何でも知っているやろう。

○ 三木 隆委員長

いやいや。

○ 小川政人委員

センターの館長がそういうことをきちっとやってくれやなんたら、何のためのセンターやわからへんで。みんな配っておるやんかな、年度当初に、こういうもの、こういう補助金についてはここでこうやって、ああやって。それがあかんかったら、議員が手助けしてやればいい。

○ 樋口龍馬委員

手続き的には。

○ 小川政人委員

そうやろう。樋口委員が何でも、これはこうしてとか言ったらいいやん。

○ 三木 隆委員長

その辺は、正副でまとめさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様のご提案がありましたら、挙手にて発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 地区市民センター費

第17目 コミュニティ活動費

第18目 市民活動費

○ 三木 隆委員長

それでは、続いて、議案第125号令和元年度四日市市一般会計の補正予算のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目地区市民センター費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費についてを議題とします。

本件は追加上程分ですので、資料の説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長、中根でございます。

私からは、補正の件でご説明をさせていただきます。

資料につきましては、10の2月定例月議会、06産業生活常任委員会、226補正予算資料（市民文化部）というもので行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、私からは、市民生活課所管の部分についてご説明をさせていただきます。

10分の3ページをお願いいたします。10分の3ページ、地区市民センター整備事業費でございます。

内容といたしましては、地区市民センターの和室改修工事、これは四郷のセンターでございますが、また、川島、大矢知のセンターの2階トイレ洋式化工事、それから無停電電源装置の設置工事等を行いました。入札差金等が生じたため、今後、緊急工事対応等の100万円程度の見込み額を除き、減額の補正をお願いするものでございます。補正予算額は減額としまして700万円ということでございます。

恐れ入ります、次に4ページをお願いいたします。

地区市民センター施設整備事業費、アセットマネジメント分でございます。

内容といたしまして、桜地区市民センターの空調機更新工事を行いました。入札差金が生じたため、減額補正を行うものでございます。減額としまして360万円をお願いするところでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

さきの予算のときにも少し触れましたが、集会所建設費補助金でございます。

予定されていた集会所の修繕工事、先ほどの答弁では8件と申し上げたと思いますが、こういうもの、あるいは工事内容の見直しに伴いまして予定補助額の減額、こういうものがございまして当初見込みを下回ったため、700万円の減額をお願いするものでございます。

市民生活課分としては以上でございます。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原と申します。よろしくをお願いいたします。

引き続き、私のほうから、同じ資料の6ページと7ページにつきまして順次説明させていただきます。

まず、6ページをごらんください。

防犯外灯新設維持費補助金についてでございます。

(1)の防犯外灯の新設・修繕に対する補助につきましては、修繕数が大幅に減少したことによりまして、当初に見積もった予算を大きく下回りました。一方で、(2)の電灯料金につきましては、LED防犯外灯の設置が進み、補助対象となる電灯数が増加したことと、電気代の契約単価が想定よりも高額であったということによりまして、補助額が増加いたしました。以上によりまして、合計で1100万円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

防犯カメラ設置事業補助金についてでございます。

公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する団体を対象に補助を行うもので、設置したカメラの台数は増加いたしました。カメラそのものの設置に係る単価が下がったため、補助金額が当初の見込みを下回ったことにより、300万円の減額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 早川新平委員

防犯外灯の部分で、説明では、新設及び修繕は見込みよりも大分減ったけれども、総額としては、かなり見込みがふえてしまって、差し引きの補正は減額になっていますけれども、大分実績見込みと当初の見込みではあいてしまったというところで、LEDにしても電灯、思いのほかかかったと。それは、台数が増えてさっきおっしゃっていましたね。その確認だけです。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原でございます。

委員おっしゃられたとおり、実績見込みとして、当初は3万755灯を予定しておったのが、3万1219灯と、実績見込みの台数がふえましたもので、電灯料単価は下がっても、その分、台数が増えてきて電灯料総額が上がっているということと、あと、LEDになりまして電気代の単価は落ちているんですけども、例えば契約のところまでは変更していないというのがありまして、恐らくそういうのがあって、当初の予定よりかは単価が上がっているということが想定されます。

よく家庭の電気代なんかでも、40アンペアとか30アンペアとかあるんですけども、電気代は総額で下がったけれども、契約単価が、例えば30アンペアでも大丈夫なんですけれども、40アンペアのままですと単価が高いというのがございまして、そういうのもあるのかなと想定しているところでございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

これはもう補正予算なんであれなんですけれども、当初予算にはそういう計上の仕方をしていたということで理解すればいいですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

異議ございませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目地区市民センター費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら

挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目地区市民センター費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、議案第102号四日市市三浜文化会館条例の一部改正について。

議案第102号 四日市市三浜文化会館条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第102号四日市市三浜文化会館条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第102号 四日市市三浜文化会館条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

ここで、理事者入れかえですね。

休憩を15分、20分再開でお願いします。

14：04 休憩

14：20 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開させていただきます。

予算常任委員会産業生活分科会として、これより市民文化部中、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分についての審査を行います。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

第16目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 三木 隆委員長

それでは、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分を議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課の岡本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、さきの委員会別議案聴取会におきましてご請求いただきました追加資料のご説明をさせていただきます。

タブレットのほうは、トップ画面の10、2月定例会議会の中にございます06産業生活常任委員会、その中の002市民文化部（追加資料）、36分の17をお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。どうぞ。

○ 岡本男女共同参画課長

中川委員よりご請求いただきました男女共同参画センター相談件数についてでございます。

まず、1番の女性のための相談でございますが、過去5年間の相談件数をお示しさせていただきました。各年度の相談件数は表のとおりでございます。令和元年12月末現在で、2974件の相談を受けております。

相談につきましては、まず、相談者からのお電話により、匿名によって電話相談をお受

けします。年末年始、祝日を除きまして、毎週火曜日から土曜日までの9時から16時まで実施しておりまして、加えて、水曜日は18時30分から20時30分までの夜間電話相談を実施しております。

電話相談は、1回おおむね30分程度とさせていただきます。当センターの婦人相談員が対応させていただきます。お電話での内容により、予約制で面接相談につないでおります。面接は、1回当たり1時間程度とさせていただきます。

次に、2番の男性のための電話相談についてでございます。

過去5年間の相談件数は、表のとおりでございます。

毎月1回、原則第4土曜日の13時から15時まで実施しておりまして、こちらの電話相談も匿名でお受けしております。1回当たり30分程度とさせていただきます。男性の臨床心理士の先生に当センターにお越しいただき、電話対応していただいております。

男女共同参画課からの説明は、以上でございます。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

私からは、市民課関係分について説明をさせていただきます。

まず、笹井委員からご請求のありました住民記録に関連する各種システムについてでございます。資料は、先ほどの続き、36分の18ページをお願いします。

委員からは、戸籍住民基本台帳情報システム運営費における各種システムとはどのようなシステムなのか。また、システムにはマニュアルがあるのかというご質問をいただきました。

まず、市民課が所管しております主なシステムのうち、戸籍住民基本台帳情報システム運営費の関係といたしましては、戸籍情報を管理する戸籍総合システム、地区市民センターで受け付けた各種届け出を市民課などの担当課に転送します届出書管理システムがございます。それと、コンビニ交付事業費とはなりますが、コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末からの各種証明書を交付するに当たって、証明書発行センターとの連携を行う四日市市コンビニ交付システムがございます。また、その他、市民課で使用しているシステムといたしましては、住民情報を管理するミサリオやジーパートナーなどがございます。

それと、それらシステムの事務処理マニュアルについてでございますが、資料にも記載

のとおり、システムごとにマニュアルを整備しておりまして、業務の標準化や効率化に活用しているところでございます。

次ページ、19ページから30ページには、これらのマニュアルの一例といたしまして、戸籍総合システムにおける操作マニュアルの一部をつけさせていただきました。

続きまして、中川委員からご請求のありましたマイナンバーカード取得推進事業の実施内容についてでございます。資料は、先ほどの続きで、31ページをお願いいたします。

これまで、マイナンバーカードの申請、受け取りにつきましては、申請される方が郵便やパソコン、スマートフォンなどを使って申請を行った後、市役所の交付窓口までお越しいただき、カードを受け取る方式でございましたが、より一層のカード取得促進を図るため、この方式に加え、新たに職員が勤務先企業などに出向き、一括して申請受け付けを行う出張申請受付方式を実施していきたいと考えております。

この出張申請受付方式では、市役所ではなく、勤務先などで申請受け付けが行えるほか、後日、本人限定受取郵便にて申請者宛にカードを送付することから、申請された方は市役所に出向くことなく、カードの受け取りができるというものでございます。

実施体制といたしましては、正規職員1人と、会計年度任用職員3人の体制で、出張先に出向いて申請書類の確認や写真撮影サービスなどの申請受け付けを行うほか、出張先との調整やカード交付前設定といった端末での処理、本人限定受取郵便でのカード送付などの業務を行う予定でございます。

出張する場所につきましては、既に出張申請受付方式を取り入れている先進自治体における実施方法や実施状況なども確認した上で、出張先への周知、案内方法を検討し、実施していきたいと考えております。

また、出張申請受付方式のほか、職員がイベント会場などの人が集まる場所に出向き、申請を希望される方に対して申請書の記入補助や写真撮影サービスなどを行う出張申請サポート方式もあわせて実施していきたいというふうに考えております。

実施体制といたしましては、先ほどの出張申請受付方式と同じ体制ですが、まずは、市が主催するイベントへの出張から始めまして、その結果も検証した上で、その他イベントへの出張についても検討していきたいと考えております。

続きまして、樋口龍馬委員から資料請求のございましたマイナンバーカード関係の国庫支出金についてでございます。資料は、その続きとなります32ページ、マイナンバーカード取得推進事業における国庫支出金をごらんください。

まず、先ほども説明をさせていただきましたマイナンバーカード取得推進事業のほうでも活用をしております個人番号カード交付事務に係る補助金に関しまして、資料の32ページから33ページにまとめさせていただきました。

個人番号カード交付事務費補助金につきましては、市町村におけるマイナンバーカードの交付事務に必要な経費に対して交付することを目的とした補助金でございますが、カード交付のための人件費のほか、申請者への交付通知書などといった関係書類の作成や、これらを送付するための経費などが補助対象となっており、本市でもこの補助メニューを活用しながらカードの交付業務を行っております。

なお、個人番号カード交付事務費補助金における補助対象経費の詳しい内容につきましては、次ページ、33ページのとおりとなっております。

また、この補助金以外のマイナンバーカード関係の補助メニューといたしましては、34ページから36ページとなります。

まず、34ページの中段、個人番号カード交付事業費補助金でございますが、こちらは、市町村が地方公共団体情報システム機構——いわゆる J-L I S——に委任しています通知カード及びマイナンバーカード関連事務に係る交付金に対する補助金でございます。

それと、次ページ、35ページから36ページでございますが、こちらは、国が来年度の実施を予定しておりますマイナンバーカードを活用した消費活性化策、マイナポイント事業に係る事務経費に対する補助金、マイナポイント事業費補助金についてでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言ください。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

私の請求資料ではないところなんですけれども、36分の17のところ、電話相談が面接相談につながっているという現状なのかどうかをまずお尋ねしていいですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

女性のための相談につきましては、基本的に電話相談をさせていただいて、その中で面接が必要と相談員が判断したものについて面接につないでおりますので、基本的には電話相談から入らせていただいている形をとらせていただいております。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、これというのは、電話相談の件数としては600件減っているけれども、面接については微増していることから、比較的軽微なものが電話相談としてなくなったのか、何度も電話をかけてきた結果、面接につながっていたものが、早期に面接につながったのかというところの分析ってあるんですかね。

○ 岡本男女共同参画課長

平成30年度が1年間でございます、令和元年度が12月末現在の表になっておりまして、表が大変見にくくて申しわけないんですが、同月で比べますと、今年度のほうがふえている形でございます。

○ 樋口龍馬委員

審査にかかわらないということ添えさせていただいた上で、また、相談の内容について、パーセンテージでいいので、どういった相談だったのかという内訳を出していただいで、また委員のほうに示していただけますでしょうか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

資料を提出させていただきます。

○ 樋口龍馬委員

この件に関連が特になければ、次の追加資料のほうに行ってもいいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

よろしいですか。

資料を請求いたしました36分の31についてなんですが、出張申請受付方式が企業、事業所対象になっていて、出張申請サポート方式がイベントということで、今回整理をしているということなんですが、これってイベント会場を出張申請受付方式の対象にすることも可能なんですか、それは無理なんでしょうか、制度上。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

イベント会場でも関係書類を全てそろえる状況にあれば、例えば、マイナンバーカードの交付においては、どこかの場面で必ずご本人様確認をとる必要がございます。運転免許証で確認をとったり、あと、手続に当たっては、皆様のほうに以前郵送させていただいた通知カードを返却していただく手続を経て、受け付けを行って、カードができ上がった時点で、本人限定受取郵便で送るというのは可能でございますが、恐らくイベントの時点で、そういった関係書類を全てそろえて提出できる方はなかなかいらっしゃらないというふうに思いますので、そういったイベント会場にあつては、マイナンバー関係の周知啓発も含めてでございますが、そういった周知啓発とあわせて、申請書の記入方法とか、必ず申請書につけなければいけない写真については写真撮影サービスで撮ってあげて、後日、それをご本人様が郵便で国のほうに送って、でき上がった時点でまた取りに来ていただくと。取りに来ていただいた時点で本人確認をとらせてという手続方法になりますので、可能か可能でないかといったら、可能な場合もございますが、非常に難しいかなというふうに思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

そのサポートで今回は開いているから、必要書類がそろっていてもサポートにとどまるよという話なのか、必要書類さえそろっていれば、サポート窓口であっても申請受け付けまでいけるのかというところはどうなんですか。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

イベント会場において、全てそろっていれば受け付けをさせていただいて、後日、国からカードが届いたら本人限定受取郵便で送るということは、可能は可能です。

○ 樋口龍馬委員

なるほどね。今のところは市主催のイベントでということなんですけれども、別にどこかの枠抜きで、これを持ってきたら受け付けますよと書いておいてもいいのかなとちょっと思いましたもので、よく聞くのが、取りに行くのがしんどいとか、送るのが面倒やという方もおられるんですよ。なので、そういうことも考えてもいいのかなと思ったということが1点と、あと、結局、恥ずかしながら、まだ私もつくってなくて、来年度こそはつくろうと思っているんですが、ちょっとメリットが少ないというのが正直なところかな。

昨年に避難所運営訓練というか、防災訓練の際に受付訓練をしたんです。受付訓練をしたところ、長蛇の列ができてしまって、なかなか会場に入れないということが発生しました。例えば、新潟県の三条市なんかだと、受け付けも全部マイナンバーカードでやってしまえるんですね。そういうこと、用途を広げていく。投票場の入場もマイナンバーカードやっているわけですよ。用途を広げていくということをやっけないと、なかなか窓口だけ広げていっても進まないのではないかなと感じるんですが、その辺、いかがですかね。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

マイナンバーカードは、運転免許証などの身分証明書をお持ちである方にとって、現時点ではコンビニ交付、もしくはイータックスというのがメリットで、ちょっと限られているという部分がございます。

確かに他市町におきまして、そういった避難所関係とか、あと、選挙も含めて、あと、図書館貸出券なり、そういった多目的利用をしている自治体もございますので、確かにそういった部分が広がれば、よりたくさんの方が魅力を感じて、申請をしていただくという部分は当然ございますので、そのあたりはいろんな関係部署も絡みますので、そういったところと協議、連携もしながら、検討していかなければならないなというふうに感じては

おります。

○ 樋口龍馬委員

ほとんどが総務と危機管理だと思うので、例えば避難所の受付のところとか、自治会長会議かなんかで、この前の様子はこうでしたよねと映して、これ、マイナンバーカードでやっているほかの自治体はこうです、これから四日市もできるようになりますと言ったら、割と自治会長は薦めると思うんですわ。ほんま大変やったと言ってみえたので。そんなこともちょっと覚えておいていただいて、総務、危機管理と連携しながら、活用の窓口を広げていただくようお願いして終わります。

○ 早川新平委員

今ので、出前があればどこまでも行くというのは、どのあたりまでなのか。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

国のほうから、この出張申請受付方式については、積極的にしなさいよという通知も出ております。そういった通知の中にも書かれてはいますが、最初に導入するに当たっては、例えば、国とか県の出先機関とか、そういったところをまず皮切りに実施して、一定の経験を積んだ中でさらに広げていくというのが方法の一つということでは示されていたりするところもございます。先にこの方式を導入する自治体におきましても、まずは自治体から実施をして、企業のほうに広げていくというような取り組みをしているところも多いかなというふうに思います。

四日市におきましても、まずはそういったところから最初に手がけまして、企業のほうにも広げていくというような形で進めていきたいなというふうに思いますし、ただ、実際、どの程度応募が来るかというところもはっきり見えない部分もございますので、先進地の取り組み状況も視察するなり、確認をした上で、どこに出向いて出張しに行くかというのは検討して、整理した上で実施していきたいなというふうに考えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

杉本課長、今、冒頭で国とか県の出先機関ということを発表されて、その文書の中には、勤務先企業等に市職員が出向きと書いてあるんだけど、これはどっちなんですか。例えば、うちに3人おると。これ、出張申請受付やってほしいということを連絡したら来てくれるということですか。

○ 杉本市民課長

市民課、杉本でございます。

取り組みの取っかかりとしては、そういった国とか県の出先機関を考えていくかもしれませんが、当然、企業のほうにも出向いて、そういった方式を実施していこうというふうには考えております。

そのあたりは、実際にどれぐらいの希望が出てくるかわからないところがございますが、実施する想定といたしましては、ある程度一定の規模、人数が確保できるところをイメージはしておりますが、ただ、そういった小さいところでも、要望、希望がある可能性は十分ございますので、そのあたりは、進めていく中で整理もさせてもらって、順番を決めていきたいというふうには考えております。

○ 早川新平委員

そうすると、具体的に3人とか5人とか10人って、最少催行人数というのは決めていないということで理解していいのかな。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

現時点において最少人数が何人というところまでは決めてはおりません。ただ、ある程度、一定のまとまった数で実施をしていければなという思いはございます。

○ 早川新平委員

交付率が低いからこれをやるんやろうけれども、現状の交付率ってどれぐらい、まだ1桁やったっけ。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

四日市市の先月2月末の交付率につきましては、11.01%でございます。

○ 早川新平委員

これからという話だったので、単年度ごとの数値目標というのは、別に上げていないということでもいいのかな。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

単年度ごとというのではございませんが、新総合計画の中の指標におきましても、目標値としては30%以上を掲げているところではございます。こういった取り組みもしていく中で、30%以上でございますので、少しでもたくさんの普及ができるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 早川新平委員

ありがとう。

そうすると、総合計画の目標やから、10年後に30%以上、それとも1年で。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

総合計画でございますので、10年先ということで考えております。

○ 三木 隆委員長

最後に、早川委員。

○ 早川新平委員

この10年間スパンがあるとして、これ以上どこまで支援とか、具体的にというのは、今、杉本課長が言っていたのが具体的なきめ細やかな支援で、出前で行って、出張で申請手続きをするということ以上でも以下でもないという理解でいいかな。

○ 杉本市民課長

市民課、杉本でございます。

現時点におきましては、この内容でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

住民記録に関するシステムなんですけど、地区市民センターで届け出をイメージ化して、各課へ転送するシステムって、どういうシステムなんですか。

○ 杉本市民課長

市民課、杉本でございます。

地区市民センターで住民異動届、引っ越しの届け出とか、戸籍の関係の届け出を受け付けたときに、スキャナーで画像として取り込んで、それをこのシステムを使って市民課のほうに送信します。市民課のほうでそのスキャナー画像を確認して、内容を審査して、よければセンターに確認が済んだということを連絡させてもらおうと。届け出の後に住民票をとられる方もいらっしゃいますので、その辺のやりとりを市民課と各センターとで行いまして、市民課のほうが一括で審査をしておりますので、こういったシステムを活用しているところでございます。

○ 笹井絹予委員

そのシステムというのは、例えば、一旦仮想環境か何かに入るということですか。そうではないんですか。

○ 杉本市民課長

仮想環境ではなく、単純にスキャナーで取り込んだ画像を送信して、受信するというシステムでございます。

○ 笹井絹予委員

そのシステムというのを聞きたいんですけど、例えば名前がわかれば名前を教えてください、聞きたいんですけど。単なる普通のメールではなくて、何かシステムの名前があるんですよ。

○ 杉本市民課長

画像で取り込んで、そのデータを送信するシステムですが、システム名は、済みません、わかりません、ごめんなさい。

○ 三木 隆委員長

課長、それは後で調べることもできますか。

○ 杉本市民課長

杉本でございます。

確認して、また報告させていただきます。回答させております。

○ 三木 隆委員長

その審議には影響を及ぼしませんか。

○ 笹井絹予委員

ないですけど、ちょっと安全面ということで、どうなのかなと思ひまして。

○ 三木 隆委員長

じゃ、資料請求ということで。

○ 笹井絹予委員

はい。

○ 日置記平委員

34ページのこの少し色のついたところを説明してくれますか。

○ 三木 隆委員長

34ページ。

○ 日置記平委員

うん。一番上に茶色い色で囲ってある。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

こちらの囲まれている部分でございますが、こちらは、政府のほうで開かれていますデジタルガバメント閣僚会議というのがございますが、そちらの中でマイナンバーカードの普及なり、利活用の促進に関する議論がされている場でございますが、こちらにつきましては、令和元年6月4日の会議におきまして、来年度に予定をされておりますが、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、マイナポイント事業とも呼ばれておりますが、そちらのほうを実施していくということが決められたのと、あと、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証としても利用可能にすることを進めていくことがこの閣僚会議の場で決められたというものでございます。

○ 日置記平委員

その消費活性化策の中身はまだわかっていないのかな。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

こちらにつきましては、来年度の9月から実際に実施されていきますが、マイナポイントというポイントを購入していただくと、2万円に際して最大25%ですので、5000円分がポイントとして返ってくる。

キャッシュレス事業者、今、これ、公募しているところですので、たしか23社ぐらいが公募で応募されていると思いますが、その業者が決まってきましたら、このポイントを購入された方は、自分の好きなキャッシュレス事業者を選んでいただいて、先ほど言いました最大で2万円を購入されると5000円がついてきますので、その制度に乗っかってお買い物をしていただいて、キャッシュレス決済をしていただくという制度でございます。

○ 日置記平委員

非常に注目するのは、令和3年3月から健康保険証としてと書いてあるね。私、ここに手元に3枚のカードがある。一つは、これ、健康保険証です。これが私の持っているところのマイナンバーカードに入ってしまったって、1枚にできるという理解でいいのかな。

○ 杉本市民課長

杉本でございます。

まだ詳細な部分は国からも十分に示されておりませんので、はっきりしないところもございしますが、もしマイナンバーカードを健康保険証とするのであれば、今まで2枚であったものが1枚ということにはなってきます。

○ 日置記平委員

よくわからん。ここになるって書いてあるんやろう。これ、違うの。ここに書いてある、これ。健康保険証としての利用等に向けて、マイナンバーカードの普及っていう意味やで、これが1枚で済むんじゃないの。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

令和3年3月から健康保険証としての活用が始まりますので、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば1枚になるということで、計画が進められております。

○ 日置記平委員

計画が進められているんやね。ちょっと文字に出すのが早いな。

わかりました。ぜひ。これは1枚で済むんだものね。

初め、樋口委員が言ったように、このカードに余り利用価値はない、現状では。だから伸び悩んでいるのや。

それで、例えばもう一つは、消費活性化策ということが、このカードが、この三つが全部1枚でいったら、より最高やね。1枚で済む、管理が。これ、3枚ともどれを紛失しても非常に危険な状態にあるので、そんなことからちょっとここに目が行きました。

最近、私がこのマイナンバーカードをつくったときには、自分から先につくったほうがいいわと思ったのやけど、そのときの説明は、高齢者は身分証明書がないじゃないですか、運転免許証も返していると、免許も取得していないと。そうすると、身分証明書を要求されたときにこれが役に立ちますよということなんだけど、ついせんだって、うちで私の保険証が欲しいと子供に言われて、まずこれを渡したんです、子供に。これは何かって言うから、これは僕の身分証明書と言った。そんなものはあかんわ、向こうから言われたのは社会保険証やって言うのや。身分証明書なんやで、これでいいんやって言って、議論があったんです。

家庭でもそんな議論があって、ほんまの身分証明書としてこれは活用できると、私はそう思っている。だから、いろんなところで、例えば美術館とか博物館とか、公共事業で年齢別割引があるときに、身分証明書と言われると迷わずこれを出すんだけどね。通っていくんですよ。ゴルフ場でも言われることある。これを出すようにしておく。免許証と言うけど、これも一つやると免許証4枚になるね。

と言われますけど、つくったので特にこれを出すようにしていますが、これを不思議がる人が窓口にいるの。それだけまだ国民には、特に市民には理解されていないということです、これはね。

ここでいろいろ促進策が出てきているけど、本当に促進するんだったら、この辺のところを、間違いなく身分証明書としての価値はありますというふうな説明がもっと強く要るというふうに感じましたので、お話ししておきます。

以上。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

マイナンバーのことなんですけど、やっとなアウトリーチをかけて、もう少し交付率を上げていこうという事業は、それはそれでやっていただければいいかなとは思いますが、このマイナンバーカードを、比率をふやしていくことによって、期待としてどういう、今後、人口減少の中においても行政サービスを下げずに、より効率的に市民のほうにもメリットが出るというのをもうちょっと指し示してもらったほうがいいのかなと思いますし、

現状でも、僕も最初、議員なので、とりあえずつくっておかないとあかんと思ってつくって、そんなに使うことないかなと思ったんですけど、でもやっぱり、就職とか、学校の入学とか、卒業とかというときには、非常にコンビニ交付は便利やなって。

実際使ってみると、本当に便利だなというのはわかりますし、もっと、今後、国がどういうふうになってくるかわからないですけど、もっとその使用の幅というのは広がっていくというのはあるのかなという形で、そんな10年間で30%じゃなくて、もっと促進をしていただければなと思いますので、ぜひ。

まだまだ、どうやってこれを取得したらいいか、マイナンバーカードの存在すら知らない方がたくさんおられて、通知カード、イコール、マイナンバーカードって思っている人もおられるし、通知カード自体がどこに行ったかわからない。知らない、わからないという方もおられるし、そういう意味では、そういうのをちゃんと出張して、手助けして、わかりやすく発行までしてあげますよというのが今回の事業やと思いますので、1回その事業に真剣に取り組んでいただいて、多分、メリットもデメリットをいっぱい、いろんな課題も出てくると思います、いろんな企業等、いろいろ行かれて。そういうのをぜひ蓄積いただいて、次年度につなげていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをしますということで、所見だけちょっといただいております。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

マイナンバーのカードの周知啓発なりは、引き続き積極的にしていきたいなというふうに思いますし、そういった新たな取り組みによって、周知も含めてでございますが、マイナンバーカードの普及が少しでもたくさんの方に持っていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。頑張っていきたいというふうに思っております。

○ 中川雅晶委員

頑張っていきたいと思います。

もう一つの男女共同参画課のところは、さっき樋口委員に言っていただいて、いろんな相談のデータ出していただいて、それでいいと思うんですけど、ぜひその傾向性等はどうかというところ、DVであったりとか、虐待であったりとか、また、ダブルケアであったりとか、ちゃんと警察等に、次の段階につなげたものであったりとかというのも出し

ていただくのと、同時にその傾向性を知っていただきたいなと思うし、このワーク・ライフ・バランス推進事業を含めた男女共同参画の事業というのを、やっぱり押し進めていただく、停滞してはならないなと思っていますし、この間のSDGsの世界的な順位で、総合では15位ですけど、ジェンダー・ギャップ指数では120位台でしたよね。先進国では最下位の部分なので、やっぱりここを押し上げていかなきゃいけないというのは大きな課題としてあるので、やっぱり緩めてはならないなと思っていますし、先般も視察に行った鯖江市なんかは、ジェンダーフリーを中心に置いたSDGsを推進するというので、女性の職員の方がみずから発表されていたのが非常に刺激的でしたので、庁内外含めて、このジェンダーフリーについて、今、ちょっと踊り場状態かもしれないですけど、ここをやっぱり次のネクストステージにどう持っていくかというのは、非常に大切な時期なので、ぜひ、引き続き課長を中心に、また、部としてまた庁内を引っ張って行っていただきたいなと思いますので、その意気込みだけ、予算額は認めるとして、その意気込みだけお聞かせ願いますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

委員から激励をしていただきましたので、引き続き、事業等には取り組んでまいりたい、積極的に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員

男女共同参画の推進計画は、2022年に新しくなるんですか。

○ 岡本男女共同参画課長

現計画は令和2年度まででございます。令和3年度から新しい計画を策定する予定でございます。

○ 中川雅晶委員

ということは、令和2年度中に策定をしなきゃいけないということですね。だから、次

の計画というのは非常に大切ですので、注力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

マイナンバーカードなんだけど、これは促進やで、みんなに広めるんだね。

さっきもちょっと話が出ていたんやけど、余りにも万能で、水戸黄門の印籠みたいに何でも使えるから、逆に大事にしたい。

民間のクレジットカードも全てそうなんだけれども、マイナンバーカードを紛失したとき、ここまでセットで広めていかないと、どうしても大事なものだから、不安だからというのが僕は一つ大事なところ、たまたま自分もそうなので、だから、そのところをセットでやっぱりやっていかんと、何か、これ、国がやっているんだから、どこへ電話しているのかなとって、市民もわからんと思うから、だったら持ち歩かないほうが安全だよというのが一つの足かせになっておると、私は思っております。だから、そこもセットで一緒に取得の促進事業をやっていかんと、不安をまず取り除いてやらないと絶対ふえていかん。これは意見なんやけど、どういうふうに考えているかだけ聞かせてください。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

そういうちょっと不安を感じられるという方がいらっしゃるお声もあるのは知ってはおります。

マイナンバーカードについては、24時間、365日体制でのコールセンターが設置されておりますので、何かあればそういった対応できるセンターもございますけれども、私も今年度、老人会の関係のときにマイナンバーの話をちょっとさせてもらったんですが、やはり老人会に出席された方の中には、そのような心配をされていらっしゃる方も当然いらっしゃいましたので、同様にコールセンターのお話なり、あと、マイナンバーカードに搭載されているICチップにつきましても、いろいろなセキュリティー対策がとられていますので、そういった説明もさせていただいたりということはしております。

ただ、まだまだそういったことが十分に伝わっていないという状況もございますので、事あるごとにそういった周知をできる機会を持っていきたいなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

マイナンバーカードの日置委員のところで健康保険証という話が出たのやけど、保険証もいいんやけど、高齢者の負担割合の別の証明書が来るんやわな。知っておる、知らんか。それはサイズがまた大きいんや。それもセッティングしてくれと保険年金課に今言っているんやけど、2割負担とか3割負担とかな、そういうときに2枚提出しろとか言うんやわ。そうやもんで、健康保険証がマイナンバーに組み込まれるんやったら、それも一つに組み込んでもらうようにしてほしい。

○ 三木 隆委員長

課をまたいでという感じで。

○ 小川政人委員

健康保険証自体が課をまたいでおるな。

○ 杉本市民課長

市民課長、杉本でございます。

そういったご意見があったことは、担当の部署のほうにも伝えておきます。

○ 小川政人委員

国にも伝えてくれやなあかな。

○ 杉本市民課長

わかりました。そういう国のほうに要望する機会がございましたら、そういうご意見を要望として上げさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

お悔やみ手続支援事業ですけど、これ、22万円をつけていただいて、ハンドブック作成はありがたいと思うんですけど、ハンドブックでどういうものが必要ですかというのをわかりやすくまとめていただいて、その次の展開としてはどういうふうに考えていますか。

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

来年度、ハンドブックを作成して、それを窓口に来ていただいた方に配付なり、あわせて説明もさせていただいて、いろんな状況も見えてくるとは思いますので、そのあたりも踏まえて、今後の取り組みについては調査研究していきたいなというふうに考えているところでございます。

○ 中川雅晶委員

これが4000冊刷られて、1年間に大体亡くなられる方を見ると3000名ぐらいですかね、四日市市の場合は。今後ちょっとふえていく傾向にあるのかなと思うと、予算も足りるは足りるんですけど、僕はこのハンドブックも大切やと思うんですけど、やっぱり次の段階として、市民の一番最前線の窓口をどうしていくかということを考えていただかなきゃいけないと思うんですけど、来年度はこれでとりあえずスタートするとしても、これだけで終わっていたんでは、このお悔やみ手続支援事業というのは、なかなか厳しいものになるのかなと思うので、ぜひ、ほかの自治体等も検証いただいて、例えばいろんな民間企業とか、TKCとか、サイボウズとかという会社がこういうようなものを系統的にやっていますよとかというのは、ネットを調べればそういうようなものも出てくるので、実際そういうところと連携しながら事業化されている自治体もちらほらある中において、少なくとも、さっきのマイナンバーカードを活用するのも一つやと思うんですけども、手続も簡略化していく、何回も同じようなものを書く必要もないようにとかいうのもあわせて、そういう手続自体を簡略にする方法をぜひ考えていただきたいなと思います。

需要としては、年間やっぱり3000名の市民の皆さんがここにかかわらなきゃいけないとなると、私は相当の有益性はあるのかなと思いますので、ぜひちょっと真剣に考えていきたいなと思いますが、どなたか答弁だけよろしくお願いします。

○ 山下市民文化部長

委員おっしゃるように、お悔やみコーナー、まずは、そのパンフレットをつくって、全部配って行って、それぞれがどんなほかの課もどういう仕事があるかというのを、まず、地区市民センターも含めて認知をしていく。その中でちょっと集めて、そうしたらこの部分とこの部分はワンストップでできるかなというような形をまずとっていかないと、今の段階で、全然わからない中で集まって、ああやこうや言っておってもあかんものですから、1回このパンフレットを全部配って、その中でちょっと集めて、一つ一つやっていけるやつからやっていく、こんな形でいきたいなと思います。

○ 早川新平委員

わかりました。ぜひ、そういう形で検証していただいて、ノウハウを蓄積していただいて、次の段階へ進めていただくということだけ、また、報告の中に盛り込んでいただけますでしょうか。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決にさせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条債務負担行為関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査の報告事項について、委員の皆様からご提案がありましたら、挙手にてご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管分を議題とします。

本件は追加上程分ですので、資料の説明をお願いします。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

第3項 戸籍住民基本台帳費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

○ 杉本市民課長

市民課の杉本でございます。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民課所管分についてご説明申し上げます。

タブレットの102月定例月議会、06産業生活常任委員会、226補正予算資料（市民文化部）の10分の8ページをごらんください。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。どうぞ。

○ 杉本市民課長

戸籍住民基本台帳情報システム運営費についてでございます。

今年度ICT戦略課による四日市市共通基盤システムの構築に伴い、市民課で使用していますミサリオ住基システム内の必要なデータを共通基盤システムへ連携するためのシステム改修を今年度に行いましたが、共通基盤システムへの連携の規模が縮小され、改修に係る費用が当初の見込みを下回ったことから、減額補正を行うものでございます。補正予

算額といたしましては、410万円の減額となります。

続きまして、番号制度関連経費についてでございます。

資料は続きとなりますが、9ページをごらんください。

先ほど、追加資料のところでも説明をさせていただきましたが、通知カード及び個人番号カードに係る事務につきましては、その事務の一部を地方公共団体情報システム機構——J—L I S——に委任をしております。

そうした中、国からの補助を受け、同機構への負担金を交付しているところでございますが、個人番号カードの交付実績が当初の見込みを下回る状況であることから、同機構へ支出する負担金について繰り越しを行うものでございます。繰越額といたしましては、3666万1000円となります。

市民課所管分につきましては、以上でございます。

○ 井垣あさけプラザ館長

あさけプラザ、井垣でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次の10ページをお願いいたします。10分の10をお願いいたします。

あさけプラザ施設整備事業費アセットマネジメントの減額補正でございます。

あさけプラザの空調設備の更新工事において、工事請負費が当初の見込みを下回ったため、520万円の減額補正を行うものでございます。

あさけプラザ関係分の説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言ください。

○ 早川新平委員

あさけプラザの520万円、結構大きいので、当初の予算が3370万円のうちの520万円ということで、何でこういうふうになくなったの。入札差金か。ごめんごめん。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

さっきの番号制度の関連経費のところの繰越明許費、これ、J-L I Sに負担金を支出して事業をしていただいている。これは引き続きこの負担金の繰越しを行うというのは、毎年度毎年度、単年度でやっているんですか。もう一回わかりやすく説明してください。

○ 杉本市民課長

J-L I Sの交付金につきましては、国全体の所要額から人口割で一定の交付額の金額が決まってきました、それを支出しているところでございますが、単年度ごとで国が年度当初にある程度の金額を設定してきますけれども、実際には、なかなか全国的にマイナンバーカードの普及がそれほどでもない状況の中で、見込みを全国的に下回ってくる中で繰り越しを行って、その分を翌年度に繰り越した中で、翌年度は翌年度で金額がまた設定はされてきますが、毎年繰り越しをして、送って、また翌年に交付金を支払って、実際にはまた繰り越しをしてというような状況で執行しているところでございます。

○ 中川雅晶委員

ということは、マイナンバーカードがすごく普及して、使ったら、どんどんどんどんそれはなくなっていくという理解でいいですか。

○ 杉本市民課長

全国的にたくさん普及が進めば、単年度の交付金額が当然上がってきますので、その支払い額、負担額もふえてはくるわけですが、繰り越した分については、翌年度で一旦処理がなされてしまいますので、送れるのは翌年度までということにはなります、金額的にはですね。

○ 中川雅晶委員

本市は、3666万1000円を来年度に繰り越しをしたということですね。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見、ご質疑がないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会として採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条繰越明許費の補正中関係部分については、可決すべきと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査に送るべき委員の皆さまからご提案がありましたら挙手でご発言

願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会に切りかえ、議案第101号四日市市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第101号 四日市市印鑑条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

ご意見、ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第101号四日市市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第101号 四日市市印鑑条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

これで、市民文化に係る議題は全て終了しました。

本日は、ご苦勞さまでございました。

本日はこれまでとして、あした午前中の10時から、市立四日市病院から再開いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

15：20閉議